

平成28年2月12日

仙北市議会議長 青柳宗五郎 様

随意契約不正事務処理に関する
調査特別委員会 委員長 荒木田 俊一

委員会検査報告書

本委員会に付託された検査事件について、検査の結果を、別紙とおり、仙北市議会会議規則第110条の規定により報告します。

随意契約不正事務処理
に関する調査特別委員会報告書

平成28年2月12日

仙北市議会

目 次

1	事件の経過	2ページ
2	検査の趣旨	2ページ
3	特別委員会の設置	3ページ
	(1) 設置決議に至る経過	3ページ
	(2) 設置決議	3ページ
	(3) 委員長、副委員長、委員の氏名	4ページ
4	検査事項	4ページ
5	委員会の開催状況	4ページ
6	資料の提出	5ページ
7	調査の結果	6ページ
	(1) 概要と経過	6ページ
	(2) 明らかになった事実関係	6ページ
	(3) 検査結果の問題点	8ページ
	(4) 検査事項に対する指摘・改善意見	8ページ
8	終わりに	9ページ

添付資料

- ・テーケー・アクティブ株式会社 随意契約一覧（平成25～27年度）
- ・eシステム株式会社 随意契約一覧（平成25～27年度）
- ・当局への質問事項（事前通告）と回答要旨（平成27年12月25日、1月8日開催分）
- ・一般廃棄物最終処分場バルブ交換・ポンプ更新箇所一覧
- ・他市町村（広域事務組合含む）の一般廃棄物最終処分場水処理施設管理業務状況

1 事件の経過

平成27年9月28日の深夜に市民福祉部市民生活課環境保全係長が収賄容疑で逮捕された。

テーケー・アクティブ株式会社との仙北市一般廃棄物最終処分場管理業務における契約にかかる収賄の容疑である。テーケー・アクティブ株式会社は、平成25年から5年契約の長期委託を随意契約で締結しているが、この管理業務を受託した見返りとして、今年と昨年の2回にわたり140万円相当の国内旅行代金を供与した疑いとされている。

翌早朝未明、市役所に県警の家宅捜索が入り、728点の書類等が押収された。

10月19日には、eシステム株式会社との仙北市一般廃棄物最終処分場管理業務における契約にかかる収賄の容疑で再逮捕された。eシステム株式会社も、契約の見返りとして、パソコンやゴルフクラブ等433万円相当を供与した疑いである。

テーケー・アクティブ株式会社との関連では、既に起訴されている。

これを受けて、翌20日にはテーケー・アクティブ株式会社は1年間の指名停止とされた。

11月9日に、eシステム株式会社の案件で追起訴され、同社も同日付で1年間の指名停止とされた。

11月12日に、押収された書類等が全て返還された。

11月13日には、それまで禁止されていた接見が可能となり、総務部と市民福祉部の職員2名が、係長と面会し、今回の事案が事実である旨を確認している。

これを受けて、11月18日に事故等審査委員会を開催し、関係職員の処分を協議した。

11月25日に、関係職員につき懲戒処分等の発令をした。

処分内容は、係長は懲戒免職。市民福祉部次長兼市民生活課長が減給10分の1、3か月。市民福祉部長が減給10分の1、2か月。総務部長が減給10分の1、1か月。会計管理者、総務部財政課長、市民生活課課長補佐、学校給食センター所長の4名は、戒告処分。学校給食センター所長は、平成25年当時環境保全センターに在籍していたための処分である。財政課長補佐と契約検査室係長は訓告処分とされている。

処分に至った経緯は、平成25年3月に締結されたテーケー・アクティブ株式会社との5年間長期契約の一般廃棄物最終処分場の運転業務管理委託契約、及び平成27年のeシステム株式会社との田沢湖と西木の一般廃棄物最終処分場の業務委託に関する契約に関連する職員で、主として上司にあたる職員を対象とした処分とされている。

市長及び副市長の処分については、市長が減給10分の3、3か月、並びに副市長が減給10分の2、3か月とする条例の改正案であるが、原因究明と組織や人事のあり方を正すことが優先されるべきであり、時期尚早との理由から、否決されている。

2 検査の趣旨

本特別委員会設置の背景には、収賄容疑で現職である市職員の逮捕事件がある。

免職となった職員の量刑の軽重は別として、本特別委員会では、収賄事件の背景、人事管理、組織体制を対象として、住民から信頼される行政、また事務の公正執行の確立を求めるために、全会一致で設置されている。

地方自治法第98条第1項の規定により、仙北市一般廃棄物最終処分場管理業務において、

業者選定に伴う随意契約事務処理に関する事項について、議会より検査権限を委任されている。

検査権の下に、関係書類の提出を求めたうえで検査を行うと共に、一刻も早い市民の信頼回復に応える方策を示すことを強く求めた決議に基づき、具体的な方策についても追及し、必要があれば、さらに提起していくこととされた。

3 特別委員会の設置

(1) 設置決議に至る経過

平成27年9月28日の市職員逮捕により、同日午後から全員協議会を開催し、市当局から逮捕にかかる事実関係の緊急報告を受けた。

9月30日開催の平成27年第4回仙北市議会定例会において、総務文教常任委員会、及び市民福祉常任委員会の連合審査により「市職員の不祥事に関する決議」が提案され、全会一致で可決している。この決議では、①不祥事の根本的な原因の究明、②統括責任において不正を根絶するための管理体制の一層強化、③職員の職階制に基づく責任の自覚、の徹底と、一刻も早い市民の信頼回復に応える方策を示すよう求めている。

さらに、所管の市民福祉常任委員会からは、10月20日の決算の審査過程で、①適正な人事管理体制、②市内優先発注の本旨、③職階制に基づく責任につき、提言され、再発防止のためのチェック機能の強化と公平公明な契約体制の確立を求める意見が報告された。

加えて、総務文教常任委員会、及び産業建設常任委員会でも、事件の背景にある随意契約のあり方について言及されている。結果として、平成26年度仙北市一般会計歳入歳出決算は不認定とされた。

11月25日開催の全員協議会では、当局から再発防止対策の一環として、随意契約適正化に係るガイドラインが示され、12月1日から施行する旨の報告を受けている。しかし、議会としても、調査を行うために特別委員会を設置すべきという意見が相次いだ。

12月1日開催の平成27年第5回仙北市議会定例会では、市長、副市長の処分として、給料を減額する条例改正案が提案されたが、前述のとおり、時期尚早として否決されている。

(2) 設置決議

平成27年12月1日開催の平成27年第5回仙北市議会定例会において、仙北市一般廃棄物最終処分場管理業務に伴う随意契約不正事務処理に関する事項について、関係書類の提出を求め、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、委員10人で構成する「随意契約不正事務処理に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して、検査を行うことに決定した。

この特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、検査が終了するまで、閉会中もなお検査を行うことを合わせて決定している。

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長 荒木田 俊一
副委員長 高橋 豪
委員 熊谷 一夫
委員 門脇 民夫
委員 平岡 裕子
委員 田口 寿宜
委員 伊藤 邦彦
委員 真崎 寿浩
委員 八柳 良太郎
委員 稲田 修

4 検査事項

仙北市一般廃棄物最終処分場管理業務の業者選定に伴う随意契約不正事務処理に関する事項

5 委員会の開催状況

第1回委員会 平成27年12月1日(火) 午後2時29分～ 第4・5会議室
正副委員長選出

第2回委員会 平成27年12月8日(火) 午前10時～ 第1会議室
検査の進め方について
資料請求について

第3回委員会 平成27年12月25日(金) 午前9時30分～ 第1会議室
提出資料等の検閲
追加資料請求について
説明を求めた参与 総務部長 藤村 好正 君、市民福祉部長兼福祉事務所長 米澤 実 君、
会計管理者兼契約検査室長 浦山 昇 君、市民福祉部次長兼市民生活課長 富岡 明 君、
市民生活課長補佐兼環境保全係長 畠山 和人 君、契約検査室係長 渡辺 直哉 君

第4回委員会 平成28年1月8日(金) 午前9時～ 第4・5会議室
提出資料等の検閲
追加資料請求について
説明を求めた参与 総務部長 藤村 好正 君、市民福祉部長兼福祉事務所長 米澤 実 君、
会計管理者兼契約検査室長 浦山 昇 君、市民福祉部次長兼市民生活課長 富岡 明 君、
市民生活課長補佐兼環境保全係長 畠山 和人 君、契約検査室係長 渡辺 直哉 君

第5回委員会 平成28年1月20日(水) 午前9時～ 第1会議室

提出資料等の検閲

追加資料請求について

説明を求めた参与 総務部長 藤村 好正 君、市民福祉部長兼福祉事務所長 米澤 実 君、
会計管理者兼契約検査室長 浦山 昇 君、市民福祉部次長兼市民生活課長 富岡 明 君、
市民生活課長補佐兼環境保全係長 畠山 和人 君、契約検査室係長 渡辺 直哉 君

第6回委員会 平成28年1月29日(金) 午前9時30分～ 第1会議室

改善提起事項について

第7回委員会 平成28年2月5日(金) 午後1時～ 第1会議室

改善提起事項について

委員会報告素案について

説明を求めた参与 市長 門脇 光浩 君、副市長 倉橋 典夫 君、総務部長 藤村 好正 君、
市民福祉部長兼福祉事務所長 米澤 実 君、市民福祉部次長兼市民生活課長 富岡 明 君、

第8回委員会 平成28年2月12日(金) 午後1時～ 第1会議室

委員会報告について

6 資料等の提出

- (1) テーケー・アクティブ株式会社秋田営業所との契約に至った関係書類一式(起案～竣工検査)
- (2) eシステム株式会社との契約に至った関係書類一式(起案～竣工検査)
- (3) 随意契約の根拠とした法令関係
- (4) 事務手続における決裁区分
- (5) 指名審査会会議録(平成25年～)
- (6) 他市町村(広域事務組合含む)の一般廃棄物最終処分場水処理施設管理業務状況
- (7) 出勤簿・休暇簿・サービス報告・時間外勤務命令簿(平成25年～)
- (8) 一般廃棄物最終処分場バルブ交換・ポンプ更新箇所一覧
- (9) 環境保全センター宿直簿
- (10) 田沢湖・角館・西木各最終処分場業務日誌
- (11) テーケー・アクティブ株式会社秋田営業所との保守契約に基づく業務月報
- (12) eシステム株式会社との保守契約に基づく業務月報

7 調査の結果

(1) 概要と経過

平成27年12月1日の第1回会議では正副委員長の互選を行い、委員長に荒木田俊一君、副委員長に高橋豪君をそれぞれ選出した。

12月8日の第2回会議では、委員長から改めて事務検査の趣旨「免職となった職員の量刑の軽重は別として、収賄事件の背景、人事管理、組織体制を対象として、住民から信頼される行政、また事務の公正執行の確立を求めため、一刻も早い市民の信頼回復に応える方策を示すことを強く求めた決議に基づき、具体的な方策についても追及していく」ことが確認された。地方自治法第98条第1項の規定に基づく書類の提出について協議し、7項目の書類を12月17日までに提出要請することに決定した。

12月定例会会期中の12月18日から提出書類の事前検閲を行い、平成25年度からのテーケー・アクティブ株式会社秋田営業所、及びeシステム株式会社との契約関係を一覧（別添資料）に整理した。併せて、事前に検閲した結果の疑問点を抽出し、当局への質問事項（別添資料）として、事前に通告することにした。

12月25日の第3回会議では、事前に通告していた質問事項に対する説明を求めた。追加資料として、一般廃棄物最終処分場バルブ交換・ポンプ更新箇所一覧（経路図）の提出要請を決定した。再度、質問事項（別添資料）をとりまとめ、事前通告による検査を行うことにした。

平成28年1月8日の第4回会議でも、事前に通告していた質問事項に対する説明を求めた。追加資料として、テーケー・アクティブ株式会社秋田営業所との保守契約に基づく業務月報の提出要請を決定した。本日までに提出されている書類は返還することに決定した。

1月20日の第5回会議では、第4回目会議に当局で説明を保留していた事項の説明を求め、各委員から提言事項等の協議を行った。

1月29日の第6回会議では、再度、各委員から提言事項等、まとめの協議を行った。

2月5日の第7回会議では、提言事項につき、市当局との意見交換を行い、委員会としてのまとめの協議を行った。

2月12日の第8回会議では、本委員会の委員全員の発議により、仙北市職員倫理条例を提案することに決定した。

(2) 明らかになった事実関係

書類の検閲から、契約書類のみならず、書類全般にわたり、不適正な事務処理体制が明らかになった。

これまでは、職員が自ら行っていた業務を、委託に切り替えてから、長期間担当していた職員1名に任せきりにしていた現実がある。現場確認はもとより、修繕を必要とする判断から契約、検査に至るまで、担当1人が行っているケースが多く、通常業務とも相まって、当該職員の時間外勤務時間が突出している。加えて、決裁する立場の管理職員は、保守業務の受託業者が修繕することの合理性という既成概念に捉われ過ぎて決裁してしまったという安易さも否定できない。

保守契約業者が、随意契約により修繕することの合理性は理解できるものの、その合理性さえも逸脱する事務処理と指摘せざるを得ない実態も確認されている。

平成25年度から平成26年度までの緊急とされる工事を含めた各修繕工事の実績からは、今年度も多くの修繕工事が必要と推測されるが、今年度は大きな修繕工事は予定されていない。これは、平成26年度までの修繕による成果という説明であるが、これらの工事等に関する契約事務においては、以下の実態が挙げられる。

- ①監視ユニット保護装置（無停電装置UPS）の更新では、過去にUPSを導入した際の不具合を踏まえ、eシステムからメーカーに依頼してバージョンアップしたことにより3万円相当のUPSが35万円で契約したとの説明であるが、見積書や完成検査書類からは、バージョンアップ仕様の記載が確認されず、実に、実勢価格と納入価格との差が10倍以上とされている。
- ②一部には、見積依頼の起案段階で仕様書が添付されず、見積書自体にも見積金額のみで、内訳が記載されていない取り扱いのほか、完成写真では、他の業務で使用したものと同一写真が使用されている。
- ③起案書では、1社による随意契約にもかかわらず、契約締結の理由が最低価格とされているほか、契約書類においては、設計書の表題を誤記したまま放置されている。
- ④県内で最終処分場水処理業務を請け負っている業者は2～3社存在する。
- ⑤各書類（起案書、出勤簿等）において修正液による訂正が行われているほか、起案書は、起案者が最後まで持ち回り、起案日から決裁日まで、全て同日で処理されている取り扱いが多い。
- ⑥契約書の原本に公印が押印されない契約書も存在する。

こうした事務処理に加え、書類の管理においては、今年度の起案書類等は決裁板に挟まれ、ファイルもされないままの放置状態であり、業務日誌においても、何も記載されていないものも散見された。公文書の管理体制としては、極めてずさんな取り扱いである。

他方、市当局としては、次のように説明をしている。

- ①平成28年度の人事では、角館庁舎から環境保全センターへ配置する予定である。
- ②随意契約適正化に係るガイドラインは12月1日から施行され、職員のコンプライアンス研修は外部講師の下で2月中の開催を予定している。
- ③職員の自己破産者調査はしていないが、自己破産が決定するまでには、裁判所から給料の差し押さえ等の通知があることが一般的であり、そうした職員は現金を取り扱わない部署への配置等に配慮している。今回の場合は、給料の差し押さえ等の通知はされていなかった。
- ④信用失墜行為にあたる懲戒免職処分では、その行為の直接損害額を確定するために民事裁判によらなければならないことから、損害額の確定は困難なので、現時点で本人への損害賠償までは考えていない。
- ⑤工事監査は、年に5～6程度行われるが、全ての工事について、個別監査をしているわけではない。

(3) 検査結果の問題点

事件の原因の一つとしては、公務員としての法令遵守という意識や倫理の欠落によるものと考えられる。

書類の検閲結果からは、懲戒免職処分を受けた職員だけの問題ではなく、決裁の各段階において、それぞれの職階制による確認機能が、全くというほど果たされていない実態も明らかになっている。こうした市役所の体制が、事件を誘発したと指摘されてもやむを得ない側面もある。全ての職場において公僕としての意識改革が急務である。

今回の事案では、あまりにも担当職員1人に任せきりで、職場内のチーム力が発揮されていない。これまでの慣例による先入観と、その体制から、職場内での情報共有に基づいた検討や確認が不十分なままに業務が執行されている。

検査の過程では、「市長、副市長、総務部長等が、それぞれの役目をしっかりと果たしていれば、今回の事件は発生しなかった」という意見や、「懲戒免職となった職員は勿論のこと、市長、副市長をはじめ、決裁した職員全員が同罪である」という意見さえも出されている。これらの厳しい指摘は、今回の事件を、決して他人事ではなく、敢えて職員の意識改革を喚起する意味での意見である。組織においては、首長1人が、全部署の詳細を全て掌握することは不可能であり、部課長等の管理職員は、この事件を教訓として、組織内での職責を再度自覚すべきである。

明らかになった事務処理には、ルールを定めなくても、一般常識の範疇でできることが多く、全職員が公務員としての責務を自覚し、おごりを捨て去らなければ、いくら法令遵守にかかる研修をしたところで、意味が無いということに他ならない。

起案者が一人で、最終段階まで持ち回る決裁の方式は、一見合理的とも思えるが、一方、上司との情報の共有という観点からは、情報の孤立につながる方式であり、大いに問題があると指摘せざるを得ない。

改めて、これまでの本市の事務処理方式が「間違っていない」という潜在的な先入観を払拭することが必要である。

(4) 検査事項に対する指摘・改善意見

今回の不正事務処理事案では、例えば、監視ユニット保護装置（無停電装置UPS）の更新に見られるように、確固たる理由が不明瞭なままに実勢価格との差が10倍以上とされる物品の納入や、仕様書の無い見積もり依頼、検査写真の使い回し等々、ずさんな事務処理からは、実施された業務の必要性さえも問われかねない。

こうした実態により、仙北市に与えた損害は計り知れず、市民の信頼を大きく損ねる結果となったことは、極めて遺憾であり、慙愧に堪えない限りである。

本来、地方自治法上、首長の補助機関とされる職員に対して、議会が言及すべきではないが、現職の市職員逮捕という重大な事件を受けて、検査の結果、明らかになった事務処理の実態から、敢えて申し述べさせていただく。

全職員、とりわけ、それぞれの部署を統括する管理職員は、今回の事件を、決して処分を受けた職員だけの問題ではなく、自らの問題として受け止めなければならない。そして、

常に、職場内を再点検するなど、市民に信頼される行政を確立するため、全力を傾注しなければならない。

改めて、地方公務員法、地方自治法、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、独占禁止法、及び刑法、並びに服務に関する各種の市条例・規則・要領・要項、及び随意契約適正化に係るガイドライン等々の法令等の遵守徹底を求めるものである。

併せて、管理する立場にある職員は、懸命に職務に励むより多くの職員の気概を、再び挫くことのない職場環境の改善に努めなければならない。

この度の検査の対象は、環境保全センター及び各最終処分場だけであるが、この事件を教訓として、全職場において、事務処理体制につき総点検を行うべきであり、具体的な改善意見は以下のとおりである。

- ①一定金額以上の工事は監査委員に報告する仕組みを創設し、市政の経済性、効率性、有効性を監査する側面から、外部監査制度の導入を検討すること。
- ②入札検査体制の強化を図り、秋田県の入札制度適正化推進委員会を参考に、不正防止対策を徹底すること。
- ③再発防止のため職員の処分基準を一層厳しくする見直しを図り、職員事故等審査委員会には弁護士等を含めた第三者を委員に加える検討を行うこと。
- ④持ち回り決裁においては、起案者と上司との情報共有を徹底する観点から、起案者が決裁権者まで一人で持ち回る決裁方式を改善すること。
- ⑤職員教育を強化し、常に倫理性の保持に努めること。とりわけ、管理する立場の職員の指針を定めるなど、決して担当職員に任せきりにしない職場づくりを徹底すること。
- ⑥年功序列から能力主義による人事体制の見直しを図り、管理職員が部下職員を評価する一方で、部下職員からも管理職員を評価できる人事評価システムを検討すること。

8 終わりに

地方自治法第98条の検査権を付与された仙北市議会随意契約不正事務処理に関する調査特別委員会は、平成27年12月1日から約3か月の期間をかけて、環境保全センター及び各最終処分場における事務を検査し、それぞれの問題点を指摘するとともに、改善方策を提言してきた。

この度の職員の逮捕事件から5か月が過ぎようとしている。

市当局では、いち早くガイドラインを策定し、随意契約事務の適正化を図ろうとされているが、市役所の全ての事務において、まずは法令等を遵守しなければならないとする職員の意識改革が大前提となる。

事務検査の実態からは、公文書の管理体制と業務に対するチェック機能において、今後の市政推進にあたり、強い危機感さえも抱く無残な実態が明らかにされている。

したがって、本委員会では、コンプライアンスの根幹となる仙北市職員倫理条例を提案することに決定した。市当局は、この度、明らかになった事務処理の実態に鑑み、この条例理念に基づき、必要な規則・要項等を定め、危機意識を共有し、再発防止のための対応を繰り返す。

返して実践しなければならない。

これまで、極めて厳しい意見を申し述べてきたが、市当局においては、それぞれの問題点や改善意見を真摯に受け止め、そして、再発防止と市政への信頼回復のために、全市一丸となり、万全を期することが求められている。

以上の報告をもって、本委員会に付託された検査は終了するが、議会としても、今回の事件を教訓に、市政の監視機能を一層強化し、必要に応じて随意契約適正化に係るガイドラインや関係条例・規則等の見直しを提言しつつ、併せて議会自らも衿を正し、その責務を果たしていく覚悟である。

最後に、本委員会の事務検査に、ご協力をいただいた全ての関係各位に感謝を申し上げ、随意契約不正事務処理に関する調査特別委員会の最終報告とする。

テーケー・アクティブ株式会社 随意契約一覧

No.	年度	ファイルNo.	負担日	場所	事業名	契約額	内容	備考	見積取得件数	疑問点
1	25	5	H25.4.1	ALL	仙北市一般廃棄物最終処分場水処理施設運転管理業務委託	11,938,500	各最終処分場の運転管理業務委託	平成25年～5年契約(61,398,000円)	1	
2	25	1	H25.4.30	角館	仙北市角館一般廃棄物最終処分場浸出水液位計等緊急修繕	2,992,500	角館処分場の水位計の緊急修繕		1	
3	25	2	H25.5.13	角館	仙北市角館一般廃棄物最終処分場フロートレスリレー交換修繕	535,500	角館処分場の制御盤内の部品交換		1	
4	25	6	H25.6.10	角館	仙北市角館一般廃棄物最終処分場ポンプ類更新工事	137,550,000	角館処分場のポンプ類更新		1	
5	25	3	H25.7.10	田沢湖	仙北市田沢湖一般廃棄物最終処分場水処理設備修繕	17,640,000	田沢湖処分場の水処理ポンプ等の修繕		1	
6	25	8	H25.7.19	ALL	飛散防止薬品	504,000	飛散防止薬品(クリコート)の購入		1	
7	25	12	H25.7.19	ALL	飛散防止吹付け機器借上	1,575,000	飛散防止吹付け機器の借上げ(全国に数台しかないためテーケー社と随意契約)		1	
8	25	7	H25.7.23	角館	本工事以外の機器が破損したため(角館ポンプ類更新工事への追加)	8,137,500	角館処分場のポンプ類更新工事の際に、他の部分の破損発見のための追加修繕	角館ポンプ類更新工事への追加契約	1	
9	25	4	H25.8.9	角館・田沢湖	仙北市田沢湖・角館一般廃棄物最終処分場緊急修繕	2,364,600	田沢湖・角館両処分場の集水ピットの目詰まり等に対する緊急修繕		1	
10	25	10	H25.11.26	田沢湖	田沢湖一般廃棄物最終処分場高度処理設備濾材交換業務委託	2,782,500	田沢湖処分場の濾材交換作業		1	
11	25	11	H25.11.26	田沢湖	田沢湖一般廃棄物最終処分場槽清掃整備業務委託	3,202,500	田沢湖処分場の浸出水水槽に汚泥が溜まり撤去のための清掃業務		1	
12	25	9	H26.1.16	ALL	水処理用活性炭	1,406,370	各処分場の濾材交換が必要なため	秋田東北商事(株)380円/kg 相場商店(株)385円/kg テーケー370円/kg(税抜)	3	
13	26	6	H26.4.1	ALL	仙北市一般廃棄物最終処分場水処理施設運転管理業務委託	12,279,600	各最終処分場の運転管理業務委託	平成25年～5年契約(61,398,000円)	1	
14	26	5	H26.5.13	ALL	仙北市各一般廃棄物最終処分場高度処理設備濾材交換及び槽清掃業務委託	6,156,000	汚水最終処理過程部分の設備において濾材が凝固しタンク圧が上がったため交換(毎年交換必要)		1	
15	26	2	H26.6.19	田沢湖	仙北市田沢湖一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設定期修繕	23,544,000	田沢湖処分場の計装機器・取水ポンプ等を定期的に修繕するもの		1	
16	26	7	H26.7.2	西木	仙北市西木一般廃棄物最終処分場ポンプ類更新工事	102,600,000	西木処分場のポンプ類更新		1	
17	26	3	H26.12.26	角館	仙北市角館一般廃棄物最終処分場水処理設備計装機器等修繕	6,210,000	角館処分場の計装機器の耐用年数が経過し、水質計装に誤差が生じているため修繕		1	
18	26	1	H27.1.9	ALL	再生炭 @513円×3,620kg	1,857,060	各処分場の濾材交換が必要なため 再生炭購入	秋田東北商事(株)480円/kg 相場商店(株)490円/kg テーケー475円/kg(税抜)	3	
19	26	4	H27.1.28	田沢湖	田沢湖処分場新設集水ピット2水中ポンプオーバーホール修繕	1,134,000	田沢湖処分場の集水ピット2のポンプインペラが摩耗し揚水量低下のため緊急修繕	完成写真等なし、見積りに金額等の記載なし	1	
20	27	3	H27.4.1	ALL	仙北市一般廃棄物最終処分場揚水処理施設運転管理業務委託	12,279,600	各最終処分場の運転管理業務委託	平成25年～5年契約(61,398,000円)	1	
21	27	2	H27.4.8	ALL	各一般廃棄物最終処分場高度処理設備濾材交換及び汚泥引抜業務委託	8,748,000	汚水最終処理過程部分の設備において濾材が凝固しタンク圧が上がったため交換(毎年交換必要)		1	
22	27	1	H27.4.22	ALL	田沢湖・角館・西木一般廃棄物最終処分場定期修繕	67,824,000	各処分場の計装機器及びポンプ類等を定期的に修繕するもの(完成検査予定日 平成27年12月18日)		1	
23	27	4	H27.7.15	田沢湖	田沢湖処分場揚水処理設備電源修繕	135,000			1	
24	27	5	H27.7.15	田沢湖	田沢湖処分場集水配管修繕	281,880			1	
25	27	8	H27.8.4	角館	仙北市角館一般廃棄物最終処分場COD計購入	1,512,000			1	
26	27	6	H27.9.24	田沢湖	田沢湖一般廃棄物最終処分場水位計電源緊急修繕	497,880			1	
27	27	7	H27.10.14	ALL	一般廃棄物最終処分場水処理薬品	2,052,540	各処分場の濾材交換が必要なため 再生炭購入	秋田東北商事(株)560円/kg 相場商店(株)555円/kg テーケー525円/kg(税抜)	3	

平成25年度 小計	190,628,970
平成26年度 小計	153,780,660
平成27年度 小計	93,330,900
テーケー・アクティブ株式会社 平成25年度～27年度 随意契約合計額	437,740,530

eシステム株式会社 随意契約一覧

No.	年度	ファイルNo.	負担日	場所	事業名	契約額	内容	備考	見積取得件数	疑問点
1	25	6	H25.4.1	ALL	各種システム保守点検業務委託	1,386,000	各処分場のシステム保守	平成25年度～30年度までの長期契約 (¥7,088,400)	1	
2	25	2	H25.4.30	西木	西木一般廃棄物最終処分場PLC更新業務委託	33,442,500	西木処分場のPLCの経年劣化と部品保有年数超過のため、制御プログラムを更新するもの		1	
3	25	3	H25.5.27	角館	角館一般廃棄物処分場現場盤制御装置更新業務委託	3,150,000	角館処分場の揚水処理設備において、現場作業盤の制御装置が動作不能のため更新		1	
4	25	1	H25.7.24	ALL	仙北市一般廃棄物最終処分場UPS交換修繕	2,097,375	各処分場の無停電装置の耐用年数(3年)の超過、及び回路の改修のためUPS(無停電装置)交換	2KVA/1200W 3台交換(完成写真からは「CLASSIC PRO UPS2000PS」購入と判断できる)	1	
5	25	4	H26.2.28	ALL	各一般廃棄物処分場計量システム計量票フォーマット変更業務委託	1,627,500	各処分場の計量伝票に消費税が印字されているが、印字されないようにフォーマットを変更する作業	完成写真に同じものあり	1	
6	25	7	H26.2.28	環境	環境保全センター計量システム計量票フォーマット変更業務委託	315,000	環境保全センターの計量伝票に消費税が印字されているが、印字されないようにフォーマットを変更する作業		1	
7	25	5	H26.3.17	ALL	各一般廃棄物処分場消費税増税に伴うシステム変更業務委託	966,000	消費税増税に伴い、各処分場のシステム変更業務		1	
8	25	8	H26.3.19	環境	環境保全センター消費税増税に伴うシステム変更業務委託	483,000	消費税増税に伴い、環境保全センターのシステム変更業務	「修繕見積書徴取伺」書類なし	1	
9	26	6	H26.4.1	ALL	各種システム保守点検業務委託	1,425,600	各処分場のシステム保守	平成25年度～30年度までの長期契約 (¥7,088,400)	1	
10	26	1	H26.5.21	ALL	各施設中央監視装置更新業務委託	6,782,400	各施設の運転状況及び水質状況を監視するシステムの老朽化に伴いシステムの更新を行う	パソコン4台購入(¥380,000×4)、他設定料 3,381,500円	1	
11	26	5	H26.5.21	ALL	各施設中央警報装置更新業務委託	1,760,400	環境保全センター内において、各最終処分場施設の異常を監視するシステムの老朽化に伴うシステム更新	パソコン2台購入(センターPLC用、太陽光発電表示用 ¥320,000×2)、他設定料	1	
12	26	2	H26.5.22	ALL	仙北市一般廃棄物最終処分場監視ユニット保護装置等更新業務委託	2,743,200	老朽化したシステム保護ユニット(無停電装置 UPS)を更新(要プログラム更新)	2KVA/1200W 5台(@¥350,000)交換(完成写真からは「CLASSIC PRO UPS2000PS」購入と判断できる)	1	
13	26	3	H27.1.16	ALL	各一般廃棄物最終処分場計量発行装置システム更新業務委託	1,609,200	各最終処分場の計量システム発行装置が老朽化したため更新	プリンター(EPSON TM-L90)3台(@¥220,000)購入 他設定料	1	
14	26	4	H27.1.27	ALL	各一般廃棄物最終処分場PLCユニットサージ対策業務委託	1,760,400	各処分場のPLC-PC(パソコン)を雷から保護するための機器購入	雷サージ防止機器3台(@¥203,000)購入 他設定料 (完成写真からは白山製作所 サンダーカットハイブリッド)	1	
15	26	7	H27.1.27	環境	環境保全センターPLCユニットサージ対策業務委託	397,440	環境保全センターのPLC-PC(パソコン)を雷から保護するための機器購入	雷サージ防止機器1台(@¥203,000)購入 他設定料 (完成写真からは白山製作所 サンダーカットハイブリッド)	1	
16	27	3	H27.4.1	ALL	各種システム保守点検業務委託	1,425,600	各処分場のシステム保守	平成25年度～30年度までの長期契約 (¥7,088,400)	1	
17	27	1	H27.4.24	田沢湖	田沢湖一般廃棄物最終処分場PLC復旧業務委託	8,964,000	落雷により破損した各処分場の運転・水質データの復旧業務	見積書内訳なし	1	
18	27	2	H27.4.28	西木	西木一般廃棄物最終処分場安全通報装置システム更新業務委託	3,780,000	西木処分場において事務所内と水処理施設及び埋立場の安全確認装置が老朽化のため機能しなくなったことから更新	アンプ、ワイヤレスマイク及び受信機、デジタルICレコーダー更新 見積書の内訳なし、契約書に市の印鑑なし	1	

平成25年度 小計	43,467,375
平成26年度 小計	16,478,640
平成27年度 小計	14,169,600
eシステム株式会社 平成25年度～27年度 随意契約合計額	74,115,615

随意契約不正事務処理に関する調査特別委員会質問事項に対する回答要旨等

《テーケー・アクティブ株式会社関係》

1、平成 25 年度、ファイルNo.3、H25. 7. 10 起案～決裁～施行、修繕契約、仙北市田沢湖一般廃棄物最終処分場水処理設備修繕 17, 640, 000 円について、

一社見積もりで、なぜ最低価格なのか。同業他社へ電話等で価格の確認を行ったか。

答弁 普通は 1, 2, 3 とあるが、1 は最低価格。2 が品質等。3 がその他となっている。これは担当者のミスで、2 番にマルを付けるべきところを 1 番の最低価格にマルを付けたという担当者のミスと思われる。

「同業他社への電話等で価格の確認を行ったか」であるが、1 社随契だったので、たぶん電話等での確認はなかったと思われる。

2、ファイルNo.4、H25. 8. 9 田沢湖・角館一般廃棄物処分場緊急修繕工事 2, 364, 600 円について、

7 月 10 日の修繕契約後、1 ヶ月も経たずに緊急修繕契約となった経緯はどのようなものなのか。腐蝕箇所や不具合が認められていたのか。

答弁 「1 ヶ月も経たずに緊急修繕」であるが、No.3 の最終処分場の水処理設備の修繕 1, 764 万円は、ポンプの交換や検査機器の交換が主なものと確認しているが、No.4 の緊急修繕に関しては、ポンプを交換したことにより、配管等に詰りが見つかった、バルブ等の不具合があった、ということで、緊急に修繕したものと思われる。ポンプ交換に伴う配管、バルブの不具合が生じたものと思われる。

3、ファイルNo.6、7、H25. 6. 10 角館最終処分場ポンプ類更新工事 137, 550, 000 円、H25. 7. 23 本工事以外の機器破損工事 8, 137, 500 円について、

更新工事を行っている工事期間の 1 ヶ月半後の変更契約（追加）であるが、機器に破損が生じているのを事前に知りえなかったのか。その為の更新工事ではなかったのか。

答弁 追加分は、たぶん更新工事を行っている間に、不具合が生じ、昨日確認されたが、変更契約に関しては 4 つの項目が追加されている。たぶん工事によって、不具合が生じたために、4 項目を追加したものと思われる。

4. 平成 26 年度、ファイルNo.6、H26. 4. 1 仙北市一般廃棄物最終処分場水処理施設運転管理業務 12, 279, 600 円(5 年契約 61, 398, 000 円)について、

業務内容を知り得た上での 5 年の随意契約か。疑問を得なかったのか。

答弁 今までは職員での対応だったが、職員がいなくなり、事務の軽減から、条例で定められている長期契約の上限 5 年間を選んだものと思われる。当然、今まで職員が行っていた機器の保守点検等を委託するということである。

5. 平成 27 年度、ファイルNo.1、H27. 4. 22 田沢湖・角館・西木一般廃棄物最終処分場定期修繕 67, 824, 000 円について、

H26 年の 6 月に田沢湖処分場浸出水定期修繕 2, 300 万円で行い、10 ヶ月後に定期修繕の発注を 1

社で随意契約を行っているが、修繕内容を把握していたのか。

別内容、別発注ならば何故1社見積もりなのか。

田沢湖処分場の浸出水処理定期修繕は何年毎に行っているのか。

現状で不具合や故障、破損箇所等は見受けられたのか。

答弁 「3つの一般廃棄物最終処分場の定期修繕6,700万円」は、3つの処分場のポンプ類の更新、ポンプ類という言葉が多数出てくるが、設備に関しては、No.1、No.2とポンプ類が必ず2つ付いている。どちらかに不具合が生じた場合には、稼働しなくなることを避けるために、必ず予備が付いている。ポンプ類はかなり多い設備で3処分場のポンプ類の更新である。

田沢湖の浸出水定期修理2,300万円は、集水ポンプ機器の交換と認識している。

「田沢湖の浸出水の定期修繕は何年毎に行っているのか」は、保守点検を委託しているので、保守点検での報告によって、直すことにしている。概ね2年ほどである。一般最終処分場ということで、どうしても普通の水ではなく、色んな水が集まってくる。いわゆる、焼却灰だとか、鉄の腐食したもの等が入ってくるので、かなりの負担がかかっている。また雨水等により連続で何十時間稼働することもあり、ポンプ類にかなりの負担がかかっている。

6. 年度全般、

平成27.1.9の再生炭の513円など物品購入契約以外は全てテーケー・アクティブ(株)の1社のみで見積である。疑問である。物品購入はテーケー社を含む3社からの見積ではあったが、結果、全てテーケー社との契約となっている。テーケー社以外の見積については、誰が依頼したのか。

テーケー社側から同業他社に対し相見積を依頼したのではないのか。

答弁 テーケー・アクティブ社1社の見積もりではないか、については、再生炭は県内で再生炭を扱っている業者3社に見積もり依頼をしている。テーケー社の他に2社ある。これは相見積もりではなく、保全センターで見積もり入札を行っている。

7. その他の質疑応答概要

(1) 平成25年度の契約書類では、1社見積もりでの落札理由を最低価格としたのは、担当者のミスとのこと。それが1~2回なら理解できるが、殆どの起案書で最低価格にマルをしている。また同業者等への電話での確認の必要性等、あるいは起案の月日と決裁の月日、施行月日まで全て同一日で処理されている。この点についても、もう一度、聞くが、誰も気が付かず、誰も確認しなかったのか。

点検により不具合が指摘され修繕することは理解できるが、機器の破損では、いくら緊急修繕とは言え1年も経たず、また修繕されることに対して、上司は、何故気が付かなかったのか。

持ち回り決裁で、そのまま認め、すんなり決裁できたのか。非常に疑問だ。

答弁 持ち回り決裁の場合、決裁の段階で指摘した場合、直しておくと言われたことが、その場限りになってしまった、ということが考えられる。全てを間違いなくチェックしたのかと言えば、それはなかなか厳しい。決裁時における指摘事項も、急いでいる場合には、また職場に戻り訂正後に再度、持ち回ることにはしていないので、この確認が無いことも原因の一つと思っている。

決裁から施行までの日付が同じとの指摘だが、持ち回りの場合には、起案して、直ぐ決裁を受けて、施行するケースは、事務的には可能である。これが各庁舎間のシャトル便を利用した決裁であれば、

最低でも1～2日は要することになる。

緊急修繕が頻発しているとの指摘だが、集水や排水関係なので、配管等を全部一括して交換できれば別だが、破損部分での対処では、1ヶ所を直すその他の箇所に負荷がかかる連鎖が生じ、緊急的な修繕が多くなる。こうした説明により決裁していたものと思われる。

(2) 修繕工事の場合、数年間は施行者側の責任で対応するものではないのか。修繕を施行した業者は外注しているのか。

答弁 瑕疵担保のことだと思うが、当然、普通の配管工事等に関しては存在する。精密な機械に関しては、保証期間は1年程しかないので、定期保守点検で清掃等を行い管理している。施工が悪いことによる瑕疵担保は今回の場合はない。外注や下請けには出されていない。

(3) 頻繁にポンプ交換や修繕を行っているが、例えばポンプでは余裕のある能力のものを使用するとか、度重なる修繕が発生することは、設計上のミスということは考えられないのか。このように保守点検での修繕の指摘の対応については、複数名による現場確認をしたうえでの判断なのか。

答弁 ポンプの能力に関しては把握していない。当然、ある程度、能力に余裕を持ったものを設置していると思う。雨が続くと何十時間も連続で稼働し、普通の水ではなく、ポンプ類、機器類には良くない成分が含まれる水なので、損傷が激しい、という認識を持っている。

点検には、以前は複数の職員で立ち会っていたが、人員減少に伴い1人で行った場合も多くあったと思われる。そのほか、写真だけは確認している。

業者は、平成25年の長期契約により保守点検を委託しているので、修理に慣れていること、保守点検と併せて効率的と判断し、テーケー社1社に発注したと思われる。通常は、その都度、現場説明を含め、数社への見積もり依頼をして工事すると、1～2か月かかるので、そこを省いたと思われる。

(4) 平成25～26年度の流れからすると、平成27年度も何等かの修繕工事等が出てきても不思議ではないが、そういう状況はあるのか。現在もテーケー社との契約期間内だが、その契約の扱いはどうなっているのか。現状の維持管理業務は実際にテーケー社が行っているのか。

答弁 平成27年度は不具合も生じていないので、これからの発注は今のところ考えていない。

無駄な工事ではなく、H25～26の定期的な修繕により機器等が更新され、不具合が生じなくなったと認識している。

テーケー社との契約は、今のところ、契約期間内なので、年度途中での契約解除は考えていない。調査したところ、県内でも水処理を請け負っている業者が2～3社あるので、指名願いも提出されていて、H28年度からは、テーケー社以外に保守点検を委託し、5年の長期契約ではなく、単年度契約としたい。

《eシステム株式会社関係》

1、平成25年度、ファイルNo.2、H25.4.30 西木一般廃棄物最終処分場 PLC 更新業務委託 33,442,500 円について、

PLCの更新であれば、他業者で、職員でもできると考えなかったのか。

1社見積もりで、随意契約しかできない、という上司全員の判断だったのか。

起案者が完了検査、完成確認も行っている。完成検査に上司等は立ち会わないのか。

答弁 西木一般廃棄物最終処分場 PLC 更新業務委託であるが、更新ということで、最初に PLC を構築した業者が e システムだったので、構築者と更新者が違うと、どちらの関係で不具合が生じるのか責任の明確化ができない、ということで構築者への 1 社随契としている。

完成検査に上司、課長等がないことは、大変不適切であり確認のミスである。

2、ファイルNo.4、7、H26.2.28 各一般廃棄物処分場計量システム計量票フォーマット変更業務委託 1,627,500 円、H26.2.28 環境保全センター計量システム計量票フォーマット変更業務委託 315,000 円について、

完了届けに同じ写真が使用されているが、どういうことか。

答弁 ファイルNo.4 のフォーマット変更業務であるが、3 処分場の不燃物や環境保全センターでは可燃ゴミ、粗大ゴミ、し尿も入ってくるので、同時期に、いわゆる「発券」し、何kg、何t捨てるのか領収書を出すものだが、たぶん完成写真は、同時期に同業務を発注しているので、もしかしたら、混在した写真が紛れていたかもしれない。

3、平成26年度、ファイルNo.1、H26.5.21 各施設中央監視装置更新業務委託 6,782,400 円（内訳 PC ユニット費 1,639,200 円、作業費 5,020,700 円）について、

PC 交換工事で部品代の倍以上の見積もりは、通常考えられない。随意契約でなければならなかった理由を質したのか。

部品代は正当な価格か確認したのか。

答弁 パソコンの中央監視装置の更新業務で、システムの更新は、システム構築者が e システムということで、これもシステムバージョンアップの更新で、責任の明確化ということで、e システムに発注している。

パソコンの値段が高過ぎるとのことだが、その確認に関しては、たぶん疑問に思ったかもしれないが、そのままスルーしてしまったと思われる。

4、ファイルNo.7、H27.1.27 環境保全センター PLC ユニットサージ対策業務委託 397,440 円、平成27年度、ファイルNo.1、H27.4.24 田沢湖一般廃棄物最終処分場 PLC 復旧業務委託 8,964,000 円について、

雷によるサージ（ノイズ）を防止する為に、PLC-PC ユニット保護装置を設置する委託契約を H27.1.27 に 397,440 円で e システムと締結し、更に H27.4.24 には田沢湖一般廃棄物最終処分場 PLC 復旧業務委託を 8,964,000 円で随意契約をしている。H26 年秋の雷による不具合とのことだが、具体的にいつから、どういう不具合があったのか。

ユニットが付けられるまで、復旧するまでの間はどうかだったのか。

現場に行って確認した職員はいるのか。

2月のサージ防止装置を付けた時点で工事が済んでいたにも拘らず、4月に随意契約をして決裁を受けたものと思われるがどうか。

マスコミの『財務規則にある緊急性の高い業務を発注する際の、財政課との事前協議の手続きも省いていた。』との記載は事実かどうか。

答弁 ファイルNo.7 とファイルNo.1 のユニットサージと PLC 復旧業務であるが、PLC のユニットサージに関しては、雷対策ということで、PLC の復旧業務とは、また別に考えている。

新聞報道では「同じ時期にやったのではないか」ということであるが、eシステムに確認したところ「そういうことはない」と言われていて、ユニットサージはユニットサージ、PLC の復旧工事に関しては、復旧ということで、これも更新だと思っている。

田沢湖最終処分場の落雷関係であるが、H26年の秋ごろに落雷と思われることがあって、元の係長から連絡があり、他の職員と一緒に、夜の田沢湖最終処分場に向かっている。その段階では、外見上からはパソコンの不具合等は確認できなかった。ただし、緊急用ブザーが鳴ったということは、落雷によるものということで、現場を離れている。そこで、不具合がある、ということで、ユニットサージを最初に付けたことである。

財政課との事前協議であるが、財政課には電話による問い合わせはあった、と確認しているが、書類等の提出は無かったということで、大変、申し訳ない。電話等で終わっていた。

5、平成27年度、ファイルNo.1、H27.4.24 田沢湖一般廃棄物最終処分場 PLC 復旧業務委託 8,964,000 円について、

田沢湖一般廃棄物最終処分場 PLC 復旧業務委託は、緊急性があり発注されたものと認識しているが、実際に緊急性はあったのか。

また、平成27年2月に導入されている簡易避雷装置との因果関係については調査しているのか。落雷を防げなかったのか。

答弁 H27年度ファイルNo.1 であるが、PLC とユニットサージとは、全くの別物と考えていて、このH27年度ファイルNo.1 は当初予算に載っている。PLC ということで、私も詳細は分らないが、当初予算に載っていた事業なので、緊急性があったかもしれないが、当初予算に載っていた。

PLC の復旧業務委託は、落雷の関係で当初予算に措置したのかどうかは分らないが、当初予算では、田沢湖最終処分場の PLC 装置入れ替え業務として措置している。実際に、発注する際には復旧業務ということで、業務が違うだろうと警察にも指摘されたが、財政では同じと考えていた。

H26年11月頃に落雷により不具合が生じ、雷ガード、ユニットサージを付けたのがH27年1月だが、落雷時にPLCにも、たぶん不具合が起きていたが、ユニットサージは金額的に少額ということでもなかっただろうが、PLC更新に関しては約800万円という多額の予算が必要なので、当初予算措置したと思われる。4月は年度当初で、予算も潤沢にあり、しかも当初予算に載っていることから、深く、この業務に関しての確認はしていなかった。大変、申し訳ないことである。なぜ、深く、確認しなかったのか、と言えば、当然、当初予算にあって、やらなければならない業務を年度当初に発注することは、当然のことと思ひ、内容確認については疎かだった。

H26年11月頃の警報の際には、係長と業者とで、現場を確認したが、外観的には、殆ど分らなかった。eシステムから落雷が原因だろうとの話を聞いて、それを信じ込んだ。電気系統は、全然、

分らないので、正直なところ、申し訳ないが、思い込みで事実分らない。すみませんでした。

6、年度全般、

H27. 4. 28 の 3, 780, 000 円に確認の印鑑なし、なぜか。

H26. 4. 1 の変更契約書 158, 400 円 に印鑑なし、なぜか。

H25. 4. 1～H30. 3. 31 の 5 年契約 6, 930, 000 円（年 1, 397, 760 円）の保守点検業務の長期契約の業務内容や委託内容は把握していたのか。

委託する前の通常の点検業務は職員が行っていたのか。

現在はどのようにしているのか。

e システム社に対して市側から仕様書を提示して見積もりを取っていないのか。

仕様物品の価格が適正かどうかについて、誰がいつ、どこの時点で判断しているのか。

H26 年 5 月 21 日の業務委託書の印紙に割印がないことや、他の書類に公印が無いことなどが見受けられるが、書類の最終チェックは誰がするのか。

答弁 378 万円に確認のハンコがない、これは市長印であるが、たぶん担当者の失念かと思われる。その下の H26 年の変更契約書、これは e システムさんと消費税の変更によって、消費税分を上げるという契約書だが、これについても市長のハンコがなかった。怠慢か失念かは分らないが、これもたぶん失念だろうと思われる。

その下の H25. 4. 1～H30. 3. 31 の所謂“5 年間の長期契約”であるが、当然、帳票類の作成、発券、領収書等を出すことと、PLC によって、各最終処分場のデータが、角館の保全センターでパソコン上から確認できるという仕組みの保守と認識していた。

e システムからの仕様書等の提示であるが、H27 年度もそうだが、当初予算を組む時には見積もり、カタログ等で額を要求するので、見積もり等は、年末の予算要求時に各業者等から予算見積もりということで取っている。それによって予算要求している。

印紙に割印がない、ということだが、印紙に関しては、それが二度と使われないように消印で良いと思っている。必ずしも、両者のハンコが無ければ、その効力がないものではないので、どちらかで、消印されていると良いが、これについては、忘れたかもしれないが、効力はこのまま生きると思っている。私が見た時には、割印での市長印が無かったが、両方ともに無いものは、たぶん怠慢か失念かと思われる。

他に書類に公印が無い、ということであるが、我々も見た限りではそういうものも 3～4 件見受けられた。忘れたのか、怠慢だったのかは分らないが、チェックは担当者がしていたので、担当者の怠慢か、ということである。

大変、申し訳ないが、H26～H27 は綴られている簿冊があるが、H27 年度はバインダーに挟まれていて、ファイルに綴り込まれているものは、一つも無かった。それで、それらを集めて、ファイルにしている。当然、書類は全て押収されたが、全て返却されたので、押収された時点で落ちたということも無いと思われるし、うちのほうでも、隈なく探した。もしかすると、保全センター内にあるのかもしれないが、私共も、まだ見つけることができない。

仕様物品の価格が適正かどうかは、誰が判断していたのか、であるが、大変申し訳ないが、担当が適正かどうかを判断していたと思われる。

《両社共通事項》

1、随意契約で起案～決裁～施行月日が殆んど同日に行われている。持ち回り決裁の弊害をなくすべきではないか。災害等の緊急時や軽微なものを除いて、きちんと精査して、競争入札できない理由を確認してから決裁すべきである。職員に周知徹底すべきであると思うがどうか。

答弁 現在、決裁には各庁舎のシャトル便で書類だけが運ばれるものと、職員が持回るものと、2通りがある。シャトル便で運ばれるものは、その場で内容を担当に確認できない場合や、シャトル便は1日1回なので決裁が遅れるというケースがある。職員が持回る場合には、内容を確認できるというメリットがある。

今回の事件では、持ち回り決裁の仕方というより、チェックの甘さと考えており、ガイドラインに沿ってチェック体制をつくることにしている。

決裁の仕方については、今までルール決めをしていない。合併前の各町村であっても、基本的には、自分で説明して決裁をもらうことが基本で、今、庁舎が離れているので、シャトル便を使って決裁できることなので、今回の事案が発生するまで、持ち回り決裁について、“疑義を持ったことがない”ということが現実だ。この委員会で、どのような判断をされるのか分からないが、そこについては、検討する必要があるのかなど。

2、文言の間違いが多数見受けられるが、(例、見積依頼書、市民福祉部が市民生活部となっていたり、田沢湖の業務で西木一般廃棄物という記載だったり) チェックされなかったのか。

答弁 間違いを発見した際には、指摘しているが、後で、差し替えや訂正印で対処する場合もある。本来であれば、訂正や差し替えたうえで、決裁すべきであったが、それをしなかった、ということで、今回の事件につながったと反省している。

3、各書類において、修正液等での訂正は認められるものなのか。

答弁 修正液はうまくないやり方である。訂正印で訂正するようにお願いしている。訂正印についても契約書等の重要な書類については認められない。

4、契約書において印鑑がないものもあるがなぜか。

答弁 契約書の案であれば印鑑を押さないが、取り交わした契約書であれば、発注者、受注者共に押印することになる。

5、テークー・アクティブ(株)について、H25年6月4日付けの指名審査会記録で(審査の経過と結果について)『他の市内業者でできない…同処分場建設時の業者で実績があり』となっているが、どの場面で確認したのか。

答弁 指名審査会では、担当課長、担当者がきて、工事概要を説明する。その中で、合併前の各処分場の建設業者、現在の状況について説明するが、テークー・アクティブ社が建設当時の下請けに関わっていたという説明があったので、それでOKと判断したということになっている。

6、見積調について、両社共、立会人の捺印がある場合と無い場合が見受けられた。中には、立会人の捺印はあるが、日時が記載されていないケースもあった。常識からすると、あつてはならな

いことである、と考えるがどうか。

答弁 見積調べには日時が記載されていないことは、うまくない、と認識している。立会人の捺印までは、特に必要がない。立会人は、見積調べを確認して、“決定”という朱書きをすることになっている。捺印は、契約書類の起案文書に決裁者が捺印する形になっている。

7、見積依頼書について、両社共、本来、記載されなければならないもの(仙登環境第〇号、日付)がなかったり、市長の公印がなかったり、(案)があったり、なかったりと書類上の不備がかなり見受けられたがどういうことなのか。

答弁 見積もり依頼書についても、案には公印を押す必要がなく、発書番号や日付については、決裁が完了するまで空欄とすることが普通である。決裁日を見越して日付を記載したものもあるが、本当は、あまりうまくない、ものである。案の文字が記入されていないことはうまくない。

8、テーカー・アクティブ、並びにeシステムとの間で取り交わした契約書のうち、第9条の調査職員、調査職員は誰か。受注者に通知されたのか。また、その職務内容は、第10条の管理技術者、管理技術者は誰か。発注者に通知されたか。その職務の内容は、第11条の照査技術者、照査技術者は誰か。発注者に通知されたか。その職務内容は、

答弁 契約書第9条の調査職員は、市側の職員を任命することがあるということである。第10条の管理技術者は業者側の指名である。第11条の照査技術者も業者側が指名して行うものである。調査員等の関係であるが、調査員は指定したことがない。受注者側に通知はしていないものと思われる。管理技術者は、eシステムからのものであるが、確認したところ、全てであるというものではない。テーカーからも、全ての契約において指定されてはいない。照査技術者もテーカー社からは、ある程度来ているが、eシステムからの通知は無い。

管理技術者は業務を行うための最高の技術者で、照査というのは、それを確認するという内容であると思われる。

9、その他の質疑応答概要

(1) 見積書も契約書も、何故、仕様書が添付されていないのか、非常に疑問だ。例えば、パソコン購入でも、ハードディスク容量やCPUの速さによって、ソフトが稼働するかどうかという基準があるはずで、そうした基準が何もなくて、どうして見積積算が可能なのか。我々が検閲した限りでは、そのようなケースが多い。こうした事務が普通に行われていたこと自体、普通ではない。物凄く疑問だ。仕様書が無いことは、普通だと思っているのか。

答弁 指摘のとおり仕様書があることが普通である。

H27年度は書類が決裁板のままの状態でも保管され、ファイル処理がされていなかった。仕様書が、最初から無かったのかどうかは、今では確定的なことは言えないが、書類の管理において、杜撰だったと思っている。

再度、保全センターを探してみたが、残念ながら無くて、財政にも問い合わせたら、今回の事案に関しての見積書も無かった。大変申し訳ない。

決裁する立場からは、起案書に根拠となる積算が添付され、積算書については、個々に計算をするチェックまではしないが、合計金額や表書き等のチェックはする。その時点で、添付されるべき書

類が付いていなければ、急を要するので、後で添付することはあるかもしれないが、少なくとも、今年度の春のことなので、私は、そういう記憶は無い。少なくとも、その時点で、中身の濃さはともかく、添付されていたと思う。

決裁時には、きちんとファイリングされていないので、決裁後もそのまま、とのことなので、何等の事情により、紛失した可能性はあるが、少なくとも、決裁時点で、添付すべき書類が無いままに決裁を受けることはできないことだと思う。しかし、現実がこうなので、自信は持てないが、基本的に、それぐらいのチェックはしているつもりではある。

(2) 平成 26 年 5 月 22 日に仙北市一般廃棄物最終処分場監視ユニット保護装置更新業務で、老朽化したシステム保護ユニットの更新を 35 万円で交換しているが、我々が調査したところ 1 台が約 2 万 5 千円である。それに関する機器のセッティング料は 240 時間分という作業量である。誰も価格や作業量のチェックをしないのか。

書類管理の杜撰さ、というよりも、庁舎の組織内の問題ではないか。現在も、このような状態なのか。まるで、無駄な業務発注をし、無駄な金を投じていると感じられるが。

答弁 老朽化したシステム保護ユニット UPS の更新で、市場価格では 1 台 2 万 5 千円～3 万円程ということ、240 時間のセッティングの作業量は妥当か、との指摘だが、弁護士の接見の許可が出ていないため、担当からは聞き取りができないので、受注者に聞いたところ、確かに実勢価格は 3 万円程と聞いている。ただし、以前、導入した際に不具合があり、メーカーに交渉し、周波数をなだらかにするバージョンアップしたことで、1 台 35 万円になっている。実際には、仕様書に、そのように記載することが通常だが、こうした理由である。

作業人工は、導入後の動作確認作業で 240 時間になっている。明細では 6 人工となっている。技師 41,000 円が 6 人。補助技師 27,100 円が 12 人。これが最終処分場 3 カ所と保全センターの PLC、帳票類関係で計 5 台分である。

見積もりが高いとの指摘だが、改めて見ると、やはり高いものもある、という感じはする。決裁時には、我々素人が、素人と言うと、管理職としてどうか、と言われるが、いわゆる予算があるので、予算内に収まっているので安易に決裁をしてしまった、ということはあると思う。高いものを鵜呑みにしたこともあるかもしれないが、チェックができないということは、大変、申し訳ないと思っている。

(3) 訂正において、修正液はあり得ないとのことだが、勤務表や起案書の日いち、タイトルも修正液で訂正されている現実がある。どこの会社でも、年休の記録簿や出勤簿が、白塗りで訂正されている書類など、見たことも聞いたこともない。これらの書類を見て、おかしいと思わない人はいない。悪意を持って直した、と言われてもしようがないのではないのか。

ガイドラインでも、随意契約に関するのみで、それ以外のことには、一切、触れていない。

こうした取り扱いを改めることは、市長の決裁など要らないだろう。総務部長が、修正液での訂正は認められないので、直ちに改めるように指示すれば、それで解決することではないのか。

答弁 市長は、全員協議会で、当初は警察、司法の判断を待ち、そしてこの特別委員会の判断を待つとされている。それらを受けて、市としての対応をする、ということで、基本的には職員のコンプライアンスの問題という認識である。年明けには、コンプライアンスの研修の準備を進めている。

修正液の件は、基本的に修正液を使う発想そのものが問題であり、間違いの訂正は、差し替えか、見え消し訂正印でしかない筈だが、現実にはあるという現状である。

(4) 当たり前のことが、当たり前になっていないという組織だ。例えば、見積調べには、日付の記載が無いことは、うまくないとのことで、“決定”の文字があれば、印鑑が無くても良い、という説明だった。本当に部長等が立ち会っていたのかを確認することができるのか。こうした取り扱いを統一すべきではないのか。

答弁 見積調書は、見積書を開封し、予定価格を合わせて、見積調書に金額を入れて、確認したうえで決定の文字を朱書きすることになる。恐らく、私の名前が書かれていた書類のご指摘だと思うが、私はどちらかと言うと、印鑑を押すタイプである。押しているものに関しては、間違いなく、見積書を確認している。見積調書が無い、との指摘もあったが、私が印鑑を押したものは、必ずどこかに存在している筈で、間違いが無い、ことである。見積調は、押印を求められているものではないが、押印にするのか、自書にするのかのルール化は必要と思う。

(5) テーケー・アクティブでも確認したが、現在、eシステムとの契約が平成30年までの契約期間内である。現在の保守契約ではどうなっているのか。それから、今後のことについて、1社随契ということは、あり得ない筈で、例えば、UPSやパソコンの購入の場合、委員からの指摘のように、通常金額2万5千円が35万円となり、5台で175万円という事態が起り得てしまう。

こうした状況で、今後の更新業務には、どのように対応されるのか。

現在eシステム社は機能しているのか。

答弁 現在もシステム保守はeシステムにお願いしている。当然、1年間の指名停止なので、他の物を購入することはできない。保守点検のみの委託をしている。こちらの保守は、テーケーさんと異なり、システム関係なので、止まってしまうと帳票等が出なくなってしまうので、現在ではeシステムの保守で、対応せざるを得ない。新年度から別の業者のシステムにする予算を要求しているが、現在のシステム自体の著作権問題で苦慮している。新システムができたと同時に、eシステムを止めて、契約解除したい、と考えている。

契約の解除は、具体的な取り決めは無いが、起訴されているので、「互いに誠意をもって」という条項により、解除できるのではないかと、顧問弁護士からは聞いている。ただし、会社側の弁護士同士とのやり取りができる状態ではなく、いつから解除するとは言えない。

相手が了解しないまま、一方的に解除した場合には、違約金が発生する、と契約上にあるため、この状態で、違約金まで発生させての解除はできない、と思っている。弁護士を通じて、違約金を発生させないで解除する方法を模索している。

eシステムに委託する前は、PLCでデータを集めるのではなく、処分場のデータだけの取り扱いだった。帳票類は、パソコンに様式を組んで、そこに名前と、入庫時と出庫時の重量等を手入力に対応していた。これをシステム化することで、全て、カードにより、自動的に発券される仕組みになっている。

《元担当者の勤務状況等について》

1、元担当者の時間外が突出して多いのはなぜか。適正な時間外勤務であったのか。また、職員の配置についても適正だったのか。

答弁 H25年度に関しては、災害廃棄物の受け入れ等々による。環境保全センター、最終処分場は、彼が一手に引き受けていたので、時間外が集中しているようだ。H26～H27年度は、循環型社会交付金という国庫補助事業の補助金申請、ゲリラ豪雨等々による。恒常的に20～30時間なので、多い気もするが、仕事量が多かった、と思っている。

職員の配置は適正だったのか、については、H26年度から、環境保全センターの職員を基本的に角館庁舎勤務にしている。その理由としては、可燃ごみ、粗大ごみ、汚泥再生の運転業務を委託したことによるが、このような事態になっているので、来年度からは、環境保全センターへの職員配置を考えている。

2、時間外勤務の内容が、施設の水処理調整とあり、午後10～11時まで及んでいるが、時間外勤務の指示は、どのようになっていたのか。日中の勤務時間内での対応は、できない事項であったのか。

答弁 時間外勤務の指示は、事務的なものは、事前に許可を得て勤務するが、突発的なものについては、電話連絡により事後処理となる。

日中の勤務時間内での対応はできない事項か、であるが、豪雨等の気象状況により、日中だけでは対応できない場合もある。月によって、多少があることは、当然だと思うが、不法投棄の業務もあり、日中に収集して処理すると、事務処理は時間外になってしまうこともある。それが、毎日行われ20～30時間になるのかは、疑問でもあるが、彼が環境保全センターの業務を一手に引き受けて、かなりの業務量があったと思われる。各処分場の往復時間も要するので、意図的だったのかは分らないが、時間外勤務が常態化していることは問題だった、と今は思っている。

3、現場や施設管理において、状況把握のためには管理簿や施設日誌等があるものと推察するが、どのようになっているのか。

答弁 「現場や施設管理状況把握のための管理簿や施設日誌等」であるが、こちらに日誌を持参している。各最終処分場では、臨時の事務職員がいるので、日中の日誌をつけている、環境保全センターについては、H25年度は単独で環境保全センターに職員配置していたので、保全センターとしての日誌がある。H26年度からは生活環境課、今年からは市民生活課の日誌である。また保全センターには夜警員がいるので、その日誌もある。

4、報道では、国内旅行2回分の収賄を受けたようにあるが、業者に手配されて旅行したとされている日の勤務表は、どうなっているのか。本人の休暇や申請は、どのように把握していたのか。

答弁 休暇簿によると、H27年度には6月26日木曜日から29日日曜日まで休暇願を、私が認めている。それが沖縄旅行だったのかは確認できないが、休暇簿からは、そのように推測される。H26年度は6月27日から30日までの有給休暇簿に記載されている。

公判でも、いつからいつまで沖縄旅行に行っているのかは、聞いていない。傍聴した限りでは、具体的な日付は示されていないので、確認できていない。

《事務処理について》

1、各書類において、修正液による修正は市役所全体における行為なのか。それとも、市民福祉部における問題なのか。

答弁 そこだけとは言えない。例えば、会計システムの帳簿は、修正液で修正しても、データが修正されないのが、基本的にあり得ないことだが、決裁欄で、誤って他人の欄に印鑑を押した場合などは、修正液や修正テープでの訂正はある。そういう場合には、抹消線で訂正印を押すことが基本である。しかし、軽微な訂正は、修正液で訂正しているものも無いとは言えない。

2、これらの問題について、第2回委員会で、速やかに改めるべきと指摘したが、その後、どのように対応されているのか。

答弁 前回の委員会で指摘された事項は、今年になってから、改めてルールに則って、訂正印での訂正を、全職員に通知している。

《職員研修について》

コンプライアンスに係る研修、及び11月に制定したガイドラインについて、研修等は、行われているのか。

答弁 コンプライアンス研修は、全職員を対象に準備を進めている。2月中には行いたい。内部研修ではなくて、外部講師の下での研修の準備を進めている。随契ガイドラインは、集まったの研修という形ではないが、全職員に通知している。このガイドラインの内容について、コンプライアンス研修で触れるのかも含めて、検討中である。今年度は2月中だが、この研修は、毎年度行う予定をしている。

《公判内容について》

1、元担当者の公判が行われているが、当局で知り得ている内容について伺う。

答弁 既に新聞報道等でご承知のことと思うが、1月6日に第2回目の公判が行われたので、その概要について、若干、お話をさせていただく。

当日は、テーカー・アクティブ社の古山元社長と金谷元職員の公判だった。

最終的な求刑は、金谷元職員は懲役2年6月。

送られた物と見られる衣服の没収、追徴金が627万9,310円である。この内訳は、沖縄旅行代143万2,800円、現金が100万円、衣服代として48万9,240円という内訳である。これ以外のパソコン等384万6,510円で、この差額分が627万9,310円である。

公判は当日結審、判決は2月10日11時から言い渡し、という予定である。

金谷元職員側では、父親の証人尋問があり、その中では、家族としては、情状酌量ということがあったようだ。

金谷元職員に対する質問では、浪費というか、借金で苦しくなり、それがきっかけとなっている、ということで、それに伴い自己破産があったということだが、普通は、自己破産の前に、債権者から給料の差し押さえがあることが一般的だが、無かった。しかも、自己破産の場所が愛知県という

ことで、公判では、本人の浪費によるとのことなので、間違いはない、と思うが、なぜ愛知だったのか。なぜ給与の差し押さえが無かったのか。これらは、公判でも触れられていないし、こちらでも把握できていない。

弁護人側の弁論では、懲戒免職という社会的制裁も受けていること、子供も小さいことでの情状酌量を考慮してほしい、との発言があった。

2、新聞報道によると、第1回公判の中で検察側は、eシステム(株)が業務を行う以前に、別の会社からも物品の授受があったことを明らかにしているようだが、その点について、確認出来ているのか。前回の委員会では、eシステム(株)が、業務を行う前の状況についても質疑が出されたが、改めて伺う。

答弁 eシステム(株)が業務を行う以前に、別の会社からも、ということについては、eシステムの伊藤社長が、前に勤めていた会社ということで、人としては伊藤社長と同人で、公判では、検察も、相手方として会社ではなく、伊藤社長個人となっている。

eシステム(株)が、業務を行う前の状況ということだが、前は殆ど帳票類の発券で、パソコンに様式を取り込み、名前を聞いて打ち込み、数量を記入し、終わった後に、また検量して、というように手作業により、発券作業をしていた。

《賠償責任について》

職員の賠償責任についての規則はあるのか

答弁 財務規則第10条に職員の賠償責任が規定されている。地方自治法に基づいて、各自治体の規則で、賠償責任を定めることになっている。地方自治法上では、直接的な被害の賠償請求とされている。例えば、信用失墜の賠償となると、この賠償額の確定ができず難しい。民事上のことなので、確定した金額を出すには、市から推定額を申し立て、民事訴訟を起す必要があり、この推定した部分につき、本人と争うことになる。例えば、現金の横領であれば、その具体的な額が確定できるが、それが確定しないと、この規定に基づく損害賠償はできないので、現在のところ考えていない。

《その他の質疑応答概要》

1、バルブ交換は、例えば、田沢湖では67基のうち、3年間で37基を交換しているが、何年毎に交換するものなのか。

本当に交換しなければならない、という見極めは、誰が行っていたのか。

誰が現場で管理をしていたのか。

要するに元係長に任せ切りで、殆ど、上司、同僚とかが、一緒に見極めたものではない、と理解して良いか。

答弁 維持保守を委託していたので、テーケー社からの指摘や意見によって、担当が確認して行っていると思われる。業務全般に関わっていたのが、金谷元係長なので、中には、上司が確認したこともあるかと思う。

概ね、そのように思われる。

2、田沢湖・角館一般廃棄物最終処分場の緊急修繕では、先程、田沢湖処分場の図面で、1～2番という説明だったが、角館の処分場では、8月9日の緊急修繕は行わなかったのか。

事業名では、仙北市田沢湖・角館一般廃棄物最終処分場緊急修繕で、金額は236万4,600円となっているが。

答弁 写真で確認したところ、角館最終処分場で、施設側の集水ピット、施設の雨水とか、地下水とか、を集める所の水捌けが悪くなり、排水等が上手く行かなかったことから、配管等の工事を行っていた。埋設写真もある。

設計書では直接工事費①が仙北市田沢湖一般廃棄物最終処分場施設集水ピットNo.1、No.3配管緊急修繕となっている。同じく、この設計書の表紙から4ページ目が、直接工事費②となっていて、こちらに仙北市田沢湖一般廃棄物最終処分場施設集水ピット配管緊急修繕と記載されているが、記載間違いで「田沢湖」ではなく「角館」の集水ピットの緊急修繕だった。

材料検査した写真で確認すると、「田沢湖」は「角館」の間違いである。

3、契約で保守点検を委託しているが、契約上、保守点検は年に何回行うことになっていたのか。

答弁 定期的には週1回行っている。ただし、微調整は分析科学センターに、テーカー・アクティブが依頼していて、不具合があると、その都度、対応している。

4、定期定日日報はきちんと上がってきているのか。もし、それを見ることができれば、先程のことが、緊急ということでも記入されていないのか。

答弁 委託業務では月報として出されている。毎月提出されている。今回は持参していないが、次回に持参したい。

5、自己破産すると、町村役場には連絡が入るとされているが、現実に痕跡が残っているのか。

答弁 実際に知ったのは、この事件が発覚してからである。報道され、官報を検索したら、そのような事実があり、官報の掲載はH21年3月4日付けで、決定がH21年2月19日である。

戸籍担当へ連絡がないのか、ということだと思うが、以前は、通知されていたが、刑罰の通知は、まだあるが、自己破産の通知は廃止され、その名簿は、今は無くなっている。

6、本人はもとより、7人の職員が処分を受けているが、昇進とか賞与とか影響があるのか。

その軽重については、市長の権限なので、我々が口を挟むところではないのか。

答弁 減給処分は当然、給料に影響があるし、手当も勤務成績が悪いということで、当然、そこにも影響があるし、昇給にも勤務成績が悪いことなので、影響がある。

軽重については、重過ぎるのであれば、本人が公平委員会へ申し出ることがルールとしてはできる。今回の場合には、そういう動きは無い。

軽過ぎるのであれば、市長の判断に対して、市の判断に対して、住民監査請求、という手続きになるのではないか、と思われる。

7、市民からは、現在の職員にも、自己破産者がいるのではないかと、言われているが、きちんと把握されているのか。

答弁 自己破産の調査はやっていない。

普通は、そこに至るまで、裁判所を通して、給料の差し押さえがある。そういう方は、現金を取り扱う部署に配置しないと、そのような配慮はするが、直接的に不利益になるようなことは、していない。

8、随契は、様々な部署で行われていると思うが、この問題が出てから、各部署での調査はしたもののか。

答弁 ガイドラインに従って、起案の段階から、きちんとした説明を求めている。今までは“この項目に該当する”というだけで終わった部分もあるので、文書による説明と、口頭による説明も受ける、という流れになっている。

9、監査は、どこまでしているものなのか。

答弁 決算監査とか、定期監査とか、があるが、その他に工事監査がある。これは抽出して行うので、年に5~6件ぐらいの工事を抽出し、監査している。その中に、保全センターも、少なくとも1回はあるかと思うが、全部の工事について、監査委員が、個別にピンポイントでの監査はしていない。決算監査時には、全体を見るが、個別の工事契約の中身までは監査していない。

一般廃棄物最終処分場 バルブ交換箇所一覧

年度	月・日	処分場名	修繕名	交換・修繕箇所		台数	No	備考
25	8月9日	田沢湖	仙北市田沢湖・角館一般廃棄物最終処分場緊急修繕	新設側集水ピット 上部	PVCボールバルブ	1	1	
				新設側集水ピット 下部	PVCボールバルブ	1	2	
	4月30日	角館	仙北市角館一般廃棄物最終処分場浸出水液位計緊急修繕	計量槽	PVCボールバルブ	1	1	
				沈砂槽	PVCボールバルブ	2	2	
	6月10日	角館	仙北市角館一般廃棄物最終処分場ポンプ類更新工事	屋外調整池 場外	ポール弁	7	3	

田沢湖一般廃棄物最終処分場 ポンプ更新箇所一覧

年度	月・日	修繕名	交換・修繕箇所	ポンプ名	台数	No	備考
25	7月10日	仙北市田沢湖一般廃棄物最終処分場 水処理施設修繕	第1調整槽	原水ポンプ	2	1	
			既設バイパス放流槽	既設側バイパス放流ポンプB	1	2	
			ろ過原水槽	ろ過原水ポンプA	1	3	
			処理水槽	逆洗ポンプA	1	4	
			場外	洗車場排水ポンプ	1	5	
			新設側水質測定槽	新設サンプリングポンプ	1	6	
			既設側水質測定槽	既設サンプリングポンプ	1	7	
			処理水槽	UVサンプリングポンプ	1	8	
			雑排水槽	雑排水ポンプ	1	9	
26	6月19日	仙北市田沢湖一般廃棄物最終処分場 浸出水処理施設定期修繕	新設側集水ピットⅡ 場外	集水ポンプ	2	10	(埋め立て地)
			新設側集水ピットⅢ 場外	集水ポンプ	2	11	(屋外調整槽)
			雑排水槽	雑排水ポンプ	1	12	H25/7/10 1台交換
			場外	洗車場排水ポンプ	1	13	H25/7/10 1台交換
			新設側水質測定槽	新設サンプリングポンプ	1	14	H25/7/10 1台交換
			既設側水質測定槽	既設サンプリングポンプ	1	15	H25/7/10 1台交換
			処理水槽	UVサンプリングポンプ	1	16	H25/7/10 1台交換

年度	月・日	修繕名	交換・修繕箇所	ポンプ名	台数	No	備考
27	4月22日	田沢湖・角館・西木一般廃棄物 最終処分場定期修繕	新設側集水ピットⅡ	新設側取水ポンプ1	2	18	
			既設側集水ピットⅠ・Ⅱ	既設側取水ポンプ1	2	19	
			既設側集水ピットⅠ・Ⅱ	既設側取水ポンプ2	2	20	
			既設バイパス放流槽	既設側バイパス放流ポンプA	1	21	H25/7/10 B交換
			屋外調整池	返送ポンプ	1	22	
			雑排水槽	雑排水ポンプ	1	23	1年おきに交互に交換
			ろ過原水槽	ろ過原水ポンプB	1	24	H25/7/10 A交換
			処理水槽	逆洗ポンプB	1	25	H25/7/10 A交換
			処理水槽	UVサンプリングポンプ	1	26	1年おきに交互に交換
			苛性ソーダ貯槽	苛性ソーダ注入ポンプ	2	27	
			硫酸貯槽	硫酸注入ポンプ	2	28	
凝集剤貯槽	凝集剤(塩化第二鉄)注入ポンプ	2	29				

仙北市処分場

運転状況

警報表示

運転状況表示

田沢

表形式表示

田沢

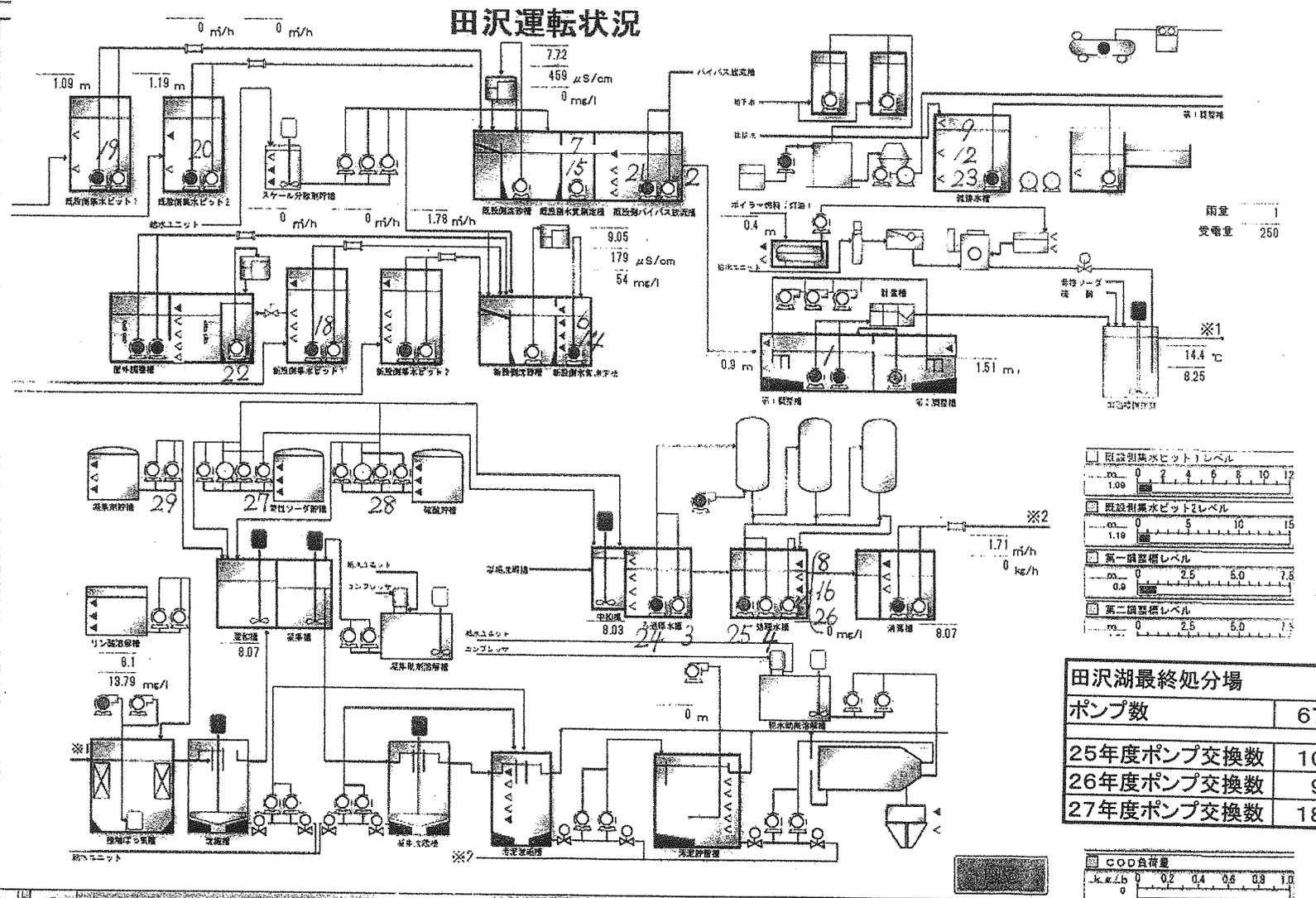
場所 6

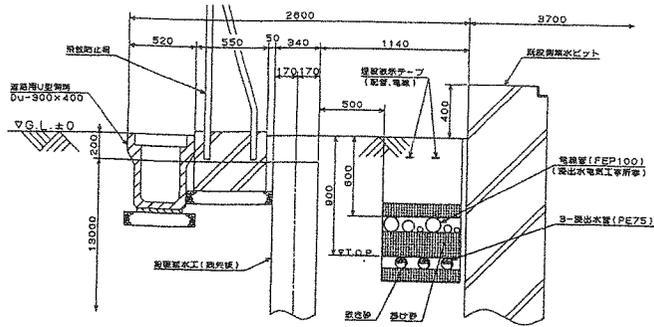
報告書

帳票作成

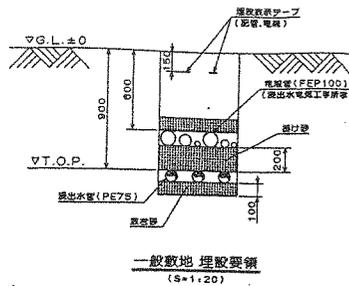
角館	25,61,60.24
田沢	25,122,162.54
西木	25,57,88.220
eS	25,62,18.83
CEN	25,14,73.198

現在: 2015/10/14 01:22

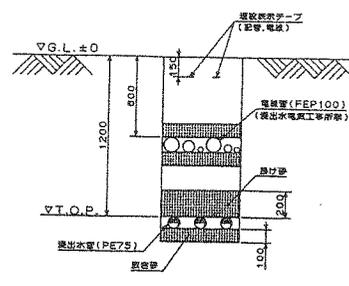




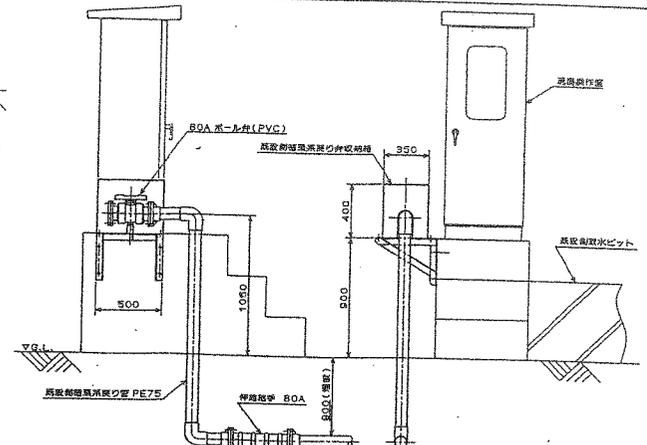
b~矢視
(S=1:20)



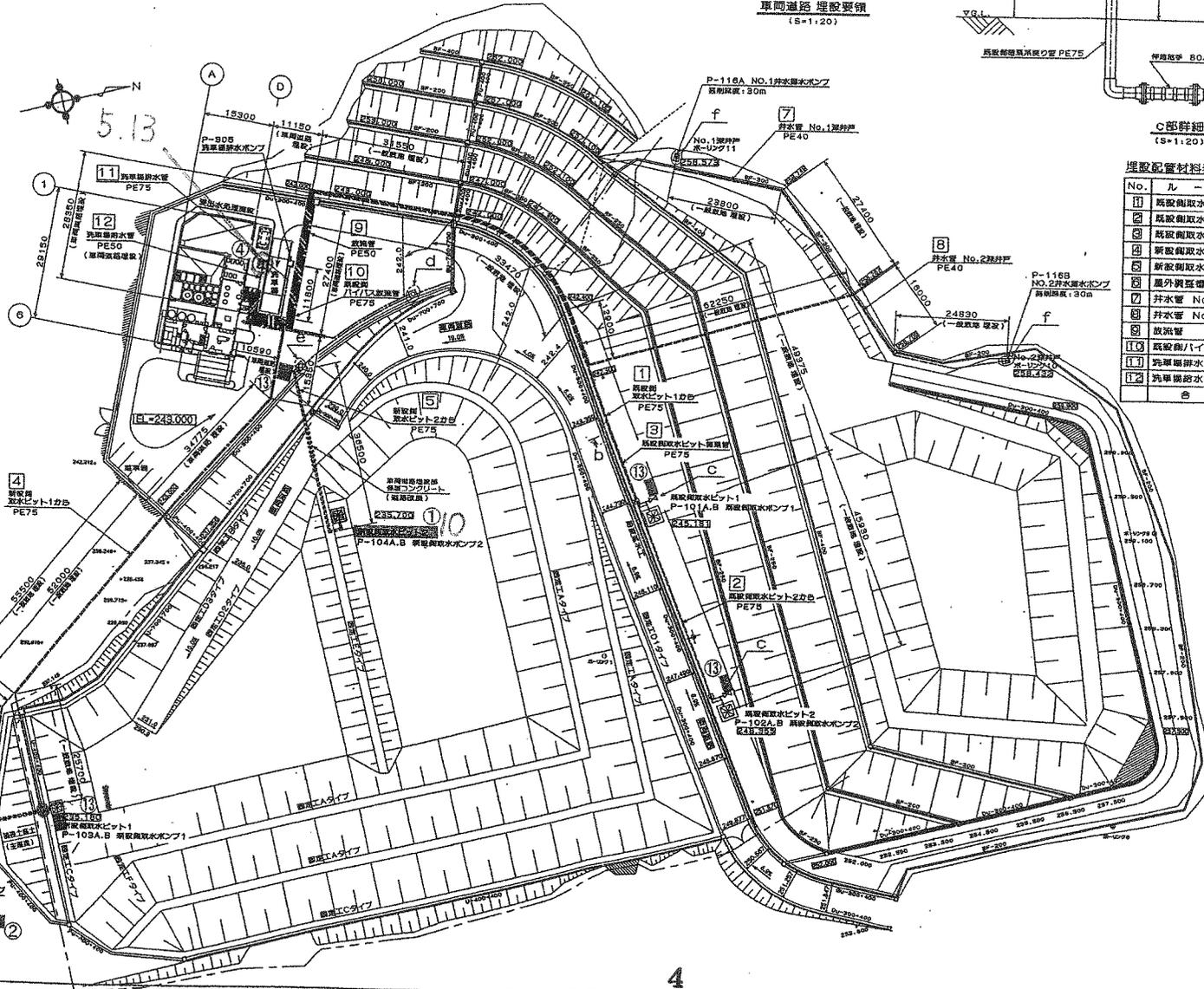
一般敷地埋設要領
(S=1:20)



車庫道路埋設要領
(S=1:20)



c部詳細 埋設排水配管の接続部
(S=1:20)



埋設配管材料表

No.	ルート名	配管	延べ長さ	重量	備考
1	埋設排水パイプ1	PE75	155m	206kg	
2	埋設排水パイプ2	PE75	200m	268kg	
3	埋設排水パイプ継ぎ手	PE75	200m	268kg	
4	埋設排水パイプ1	PE75	145m	184kg	
5	埋設排水パイプ2	PE75	130m	165kg	
6	屋外排水管	PE75	175m	222kg	
7	井水管 No.1	PE40	240m	98kg	
8	井水管 No.2	PE40	225m	92kg	
9	放流管	PE50	45m	27kg	
10	埋設排水パイプ	PE75	45m	57kg	
11	洗車場排水管	PE75	25m	26kg	
12	洗車場排水管	PE50	10m	7kg	
合計				1620kg	

- 注記
1. 管の埋設深さは、車庫道路で配管の上層より1200mm以上、それ以外では900mm(最低深さ)以上とする。
 2. 管の埋設は、現場設置工事完了後、機械式掘削機等により埋設管の周囲を埋め戻し、必要に応じてコンクリートで覆うこと。
 3. 雨水パイプ及び屋外排水管等は、現場(埋設)を参照のこと。
 4. 埋設管長さは、実長を示す。

平成 12 年度 工事	
工事名	埋設排水配管工事
設計者	株式会社 〇〇〇
工事内容	〇〇〇
測量図	〇〇〇
縮尺	S=1/500
製図	M-201

角館一般廃棄物最終処分場 ポンプ更新箇所一覧

年度	年・月・日	修繕名	交換・修繕箇所	ポンプ名	台数	No	備考
25	6月10日	仙北市角館一般廃棄物最終処分場 ポンプ類更新工事	既設処分地 場外	既設処分場浸出推移送ポンプ	1	1	(埋め立て地・南側)
			集水ピット 場外	集水ピット浸出推移送ポンプ	1	2	(埋め立て地・北側)
			浸出水調整池 場外	浸出推移送ポンプ	3	3	第2調整池
			原水槽	原水槽ポンプ	2	4	
			汚泥貯留槽	第1凝集沈殿槽汚泥引抜ポンプ	2	5	
			再曝気槽	循環ポンプ	2	6	
			第2凝乳汚泥槽	第2凝集沈殿槽汚泥引抜ポンプ	2	7	
			汚泥濃縮槽	濃縮汚泥引抜ポンプ	2	8	
			ろ過原水槽	ろ過原水ポンプ	2	9	
			処理水槽	逆洗ポンプ	2	10	
			放流ピット	放流ポンプ	2	11	
			スケール防止剤貯槽	スケール防止剤注入ポンプ	3	12	
			塩化第二鉄貯槽	塩化第二鉄注入ポンプ	3	13	
			苛性ソーダ貯槽	苛性ソーダ注入ポンプ	6	14	
			メタノール貯槽	メタノール注入ポンプ	3	15	
			硫酸貯槽	硫酸注入ポンプ	3	16	
			リン酸貯槽	リン酸注入ポンプ	2	17	
	液体キレート貯槽	液体キレート注入ポンプ	2	18			
7月23日	上記工事以外の機器が破損した為	処理水槽	サンプリングポンプ	1	19		

年度	年・月・日	修繕名	交換・修繕箇所	ポンプ名	台数	No	備考
27	4月22日	田沢湖・角館・西木一般廃棄物 最終処分場定期修繕	再曝気槽	循環ポンプ	2	20	H25/6/10 交換
			ろ過原水槽	ろ過原水ポンプ	2	21	H25/6/10 交換
			処理水槽	逆洗ポンプ	2	22	H25/6/10 交換
			放流ピット	放流ポンプ	2	23	H25/6/10 交換
			処理水槽	サンプリングポンプ	1	24	H25/6/10 交換

仙北市処分場

運転状況

警報表示

運転状況表示

角館

表形式表示

角館

場所 8

報告書

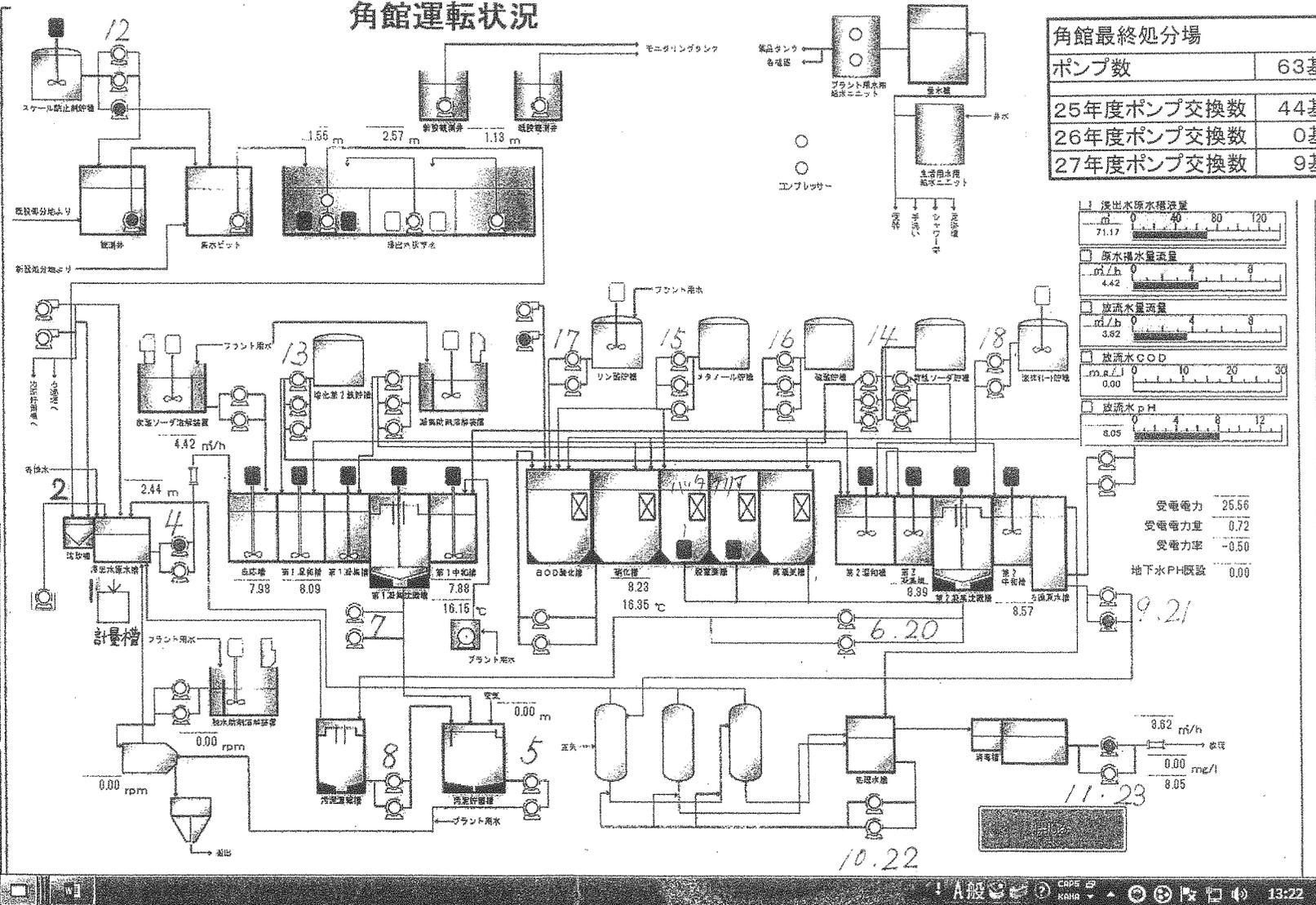
帳票作成

角館	25.61.60.24
田沢	25.122.162.64
西木	25.57.88.220
eS	25.62.18.89
CEN	25.14.78.196

現在: 2015/10/14 01:22

終了

角館運転状況



角館最終処分場

ポンプ数	63基
25年度ポンプ交換数	44基
26年度ポンプ交換数	0基
27年度ポンプ交換数	9基

1 流出水濁水濁度

濁度 (NTU) 0 40 80 120

71.17

2 原水濁水濁度

濁度 (NTU) 0 4 8

4.42

3 放流水濁度

濁度 (NTU) 0 4 8

3.82

4 放流水COD

COD (mg/L) 0 10 20 30

0.00

5 放流水pH

pH 0 4 8 12

8.05

受電電力 25.56

受電電力量 0.72

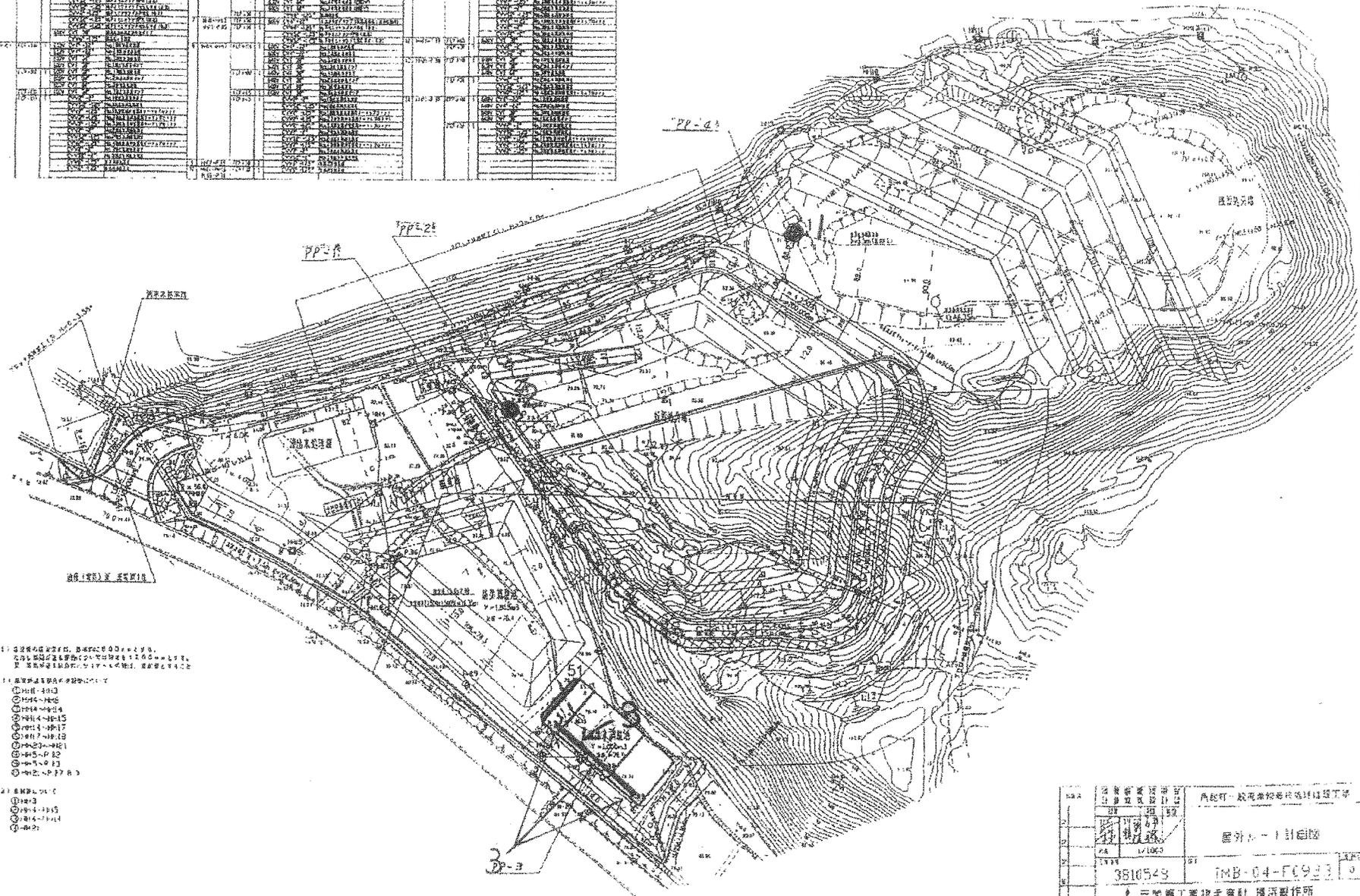
受電効率 -0.50

地下水PH既設 0.00

10.22

11.23

站号	里程	高程	备注	站号	里程	高程	备注
10+00	10+00	100.00		20+00	20+00	200.00	
10+05	10+05	100.05		20+05	20+05	200.05	
10+10	10+10	100.10		20+10	20+10	200.10	
10+15	10+15	100.15		20+15	20+15	200.15	
10+20	10+20	100.20		20+20	20+20	200.20	
10+25	10+25	100.25		20+25	20+25	200.25	
10+30	10+30	100.30		20+30	20+30	200.30	
10+35	10+35	100.35		20+35	20+35	200.35	
10+40	10+40	100.40		20+40	20+40	200.40	
10+45	10+45	100.45		20+45	20+45	200.45	
10+50	10+50	100.50		20+50	20+50	200.50	
10+55	10+55	100.55		20+55	20+55	200.55	
10+60	10+60	100.60		20+60	20+60	200.60	
10+65	10+65	100.65		20+65	20+65	200.65	
10+70	10+70	100.70		20+70	20+70	200.70	
10+75	10+75	100.75		20+75	20+75	200.75	
10+80	10+80	100.80		20+80	20+80	200.80	
10+85	10+85	100.85		20+85	20+85	200.85	
10+90	10+90	100.90		20+90	20+90	200.90	
10+95	10+95	100.95		20+95	20+95	200.95	
11+00	11+00	110.00		20+99	20+99	200.99	

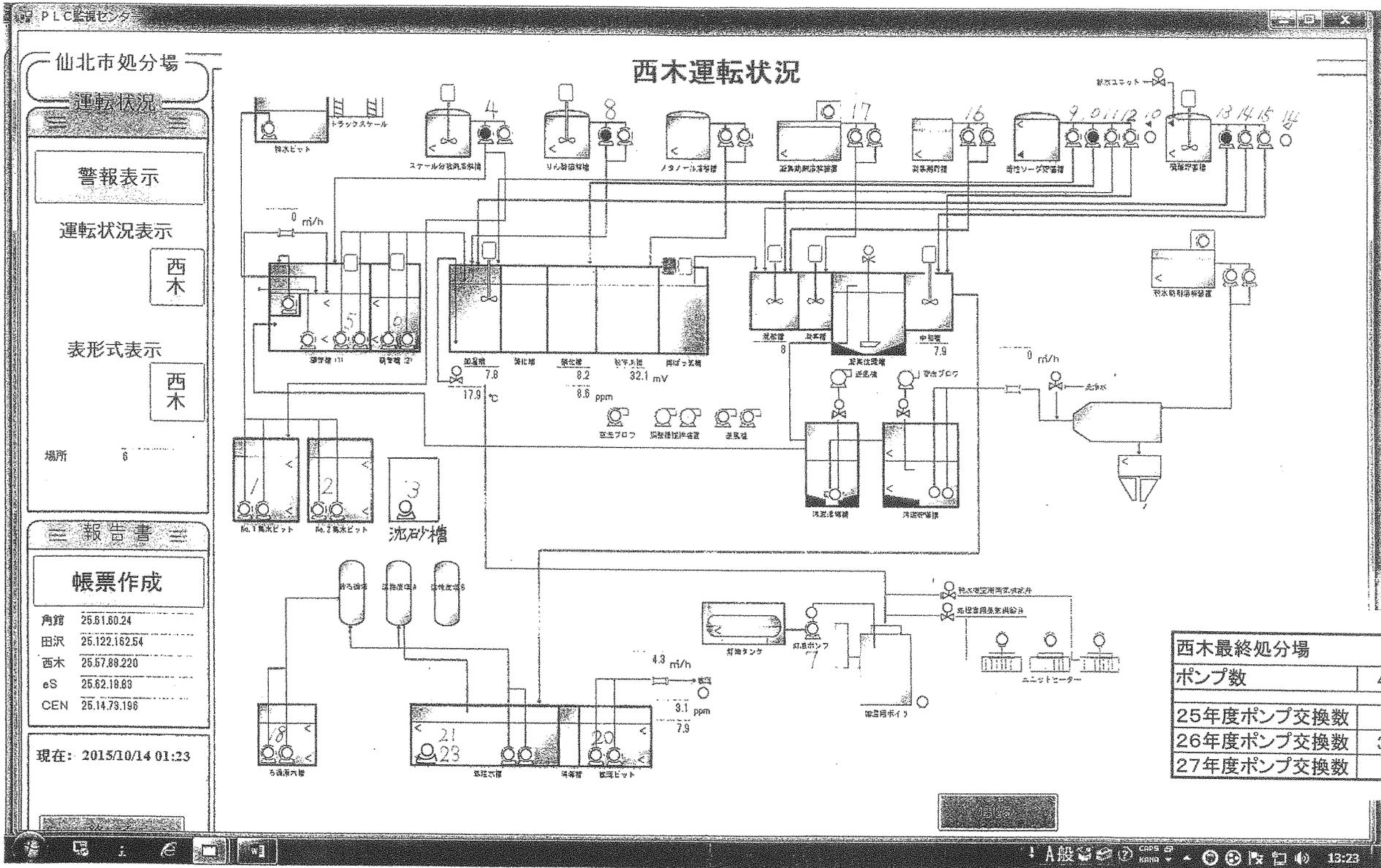


1. 说明
- ① 1:1000
 - ② 1:2000
 - ③ 1:5000
 - ④ 1:10000
 - ⑤ 1:20000
 - ⑥ 1:50000
 - ⑦ 1:100000
 - ⑧ 1:200000
 - ⑨ 1:500000
 - ⑩ 1:1000000
2. 比例尺
- ① 1:1000
 - ② 1:2000
 - ③ 1:5000
 - ④ 1:10000
 - ⑤ 1:20000
 - ⑥ 1:50000
 - ⑦ 1:100000
 - ⑧ 1:200000
 - ⑨ 1:500000
 - ⑩ 1:1000000

设计	审核	计算	制图
3510548	TMB-04-FC933	1:1000	1:1000
人三筑工業技業部 设计制作所			

西木一般廃棄物最終処分場 ポンプ更新箇所一覧

年度	年・月・日	修繕名	交換・修繕箇所	ポンプ名	台数	No	備考
26	7月2日	仙北市西木一般廃棄物最終処分場 ポンプ類更新工事	第1取水ピット	取水ポンプ(1)	2	1	
			第2取水ピット	取水ポンプ(2)	2	2	
			沈砂槽	排砂ポンプ	1	3	
			調整槽	スケール分散剤注入ポンプ	2	4	
			集水ピット	原水ポンプ(1)	2	5	
			集水ピット	原水ポンプ(2)	2	6	
			ホッパー室	灯油ポンプ	2	7	
			リン酸貯槽から加温槽	リン酸注入ポンプ	2	8	
			苛性ソーダ貯槽から加温槽へ	苛性ソーダ注入ポンプ	1	9	
			苛性ソーダ貯槽から硝化槽へ	苛性ソーダ注入ポンプ	2	10	
			苛性ソーダ貯槽から混和槽へ	苛性ソーダ注入ポンプ	1	11	
			苛性ソーダ貯槽から中和槽へ	苛性ソーダ注入ポンプ	1	12	
			硫酸貯槽から加温槽へ	硫酸注入ポンプ	1	13	
			硫酸貯槽から混和槽へ	硫酸注入ポンプ	2	14	
			硫酸貯槽から中和槽へ	硫酸注入ポンプ	1	15	
			凝集剤貯槽から混和槽へ	凝集剤注入ポンプ	2	16	
			凝集助貯槽から凝集槽へ	凝集助剤注入ポンプ	2	17	
			ろ過原水槽	ろ過原水ポンプ	2	18	
			処理水槽	逆洗ポンプ	2	19	
			放流ピット	放流ポンプ	2	20	
			処理水槽	サンプリングポンプ	1	21	
			トラックスケール	トラックスケール排水ポンプ	1	22	
27	4月22日	田沢湖・角館・西木一般廃棄物 最終処分場定期修繕	処理水槽	サンプリングポンプ	1	23	H26/7/2 交換



■一般廃棄物最終処分場 水処理施設運転管理業務の状況について

自治体名		大仙美郷環境事業組合	秋田市	能代市	横手市	由利本荘市	北秋田市	潟上市	にかほ市
1	運営方法	包括委託	直営	委託 市職員1名常駐	直営	委託	直営 市臨時職員	直営 職員9人体制(3人のローテーション)	委託
	発注方法	公募型プロポーザル 2社	—	1社随意契約 ・市内に営業所がある ・技術管理者を2名常駐 ・24時間対応以上の三つの条件をクリアーできる業者が1社だけだった	—	1社随意契約 ・市内に営業所がある ・下水道処理施設維持管理者登録及び浄化槽保守点検業登録している ・24時間対応以上の三つの条件をクリアーできる業者が1社だけだった	—	—	指名競争入札 ・指名願に登録されている市内に営業所がある業者を指名(3~4社)
2	契約期間	H25~H34年度(10年間)	—	H26~H28年度(3年間)	—	1年契約	—	—	1年契約
3	修繕等が発生した場合の対応	—	入札できるものは入札するが、機器によってはそこできできない場合もありそういう時は1社随契約している。また、随契約できる金額内であれば何社かの見積による。	金額に応じて入札か随契約(見積合わせ)している。1社随契約はしていない。	基本すべて入札している。随契約できる金額内であれば何社かの見積による。軽微なものは市で材料を購入して委託業者からやってもらうこともある。(委託業務の範囲内)	水処理施設を併設している処分場が2か所(本荘、由利)があるがH22ころに大きな修繕を行っているのほとんど発生すれば、金額によって入札や随契約(見積合わせ)となると思うが、委託業者が施工できるのであれば1社随契約も考えられる。	修繕工事は基本的に金額に合わせて入札か随契約(見積合わせ)している。	金額によって入札及び随契約(見積合わせ)、ただし施設の重要部分についてはメーカー(クボタ)へ1社随契約している。	修繕工事は基本的に金額に合わせて入札か随契約(見積合わせ)している。軽微なものは委託業者へ依頼する。
	連絡先(担当者)	大仙美郷環境事業組合 佐藤事務局長 0187-62-1749	秋田市総合環境センター最終処分場 ホカリさん 018-839-4816	環境衛生課 佐藤さん 0185-89-2172	横手市南東地区最終処分場 佐藤さん 0182-36-8050	生活環境課 今野さん 0184-24-6253	生活課環境係 石上さん 0186-62-1110	クリーンセンター 今井さん 018-877-6677	生活環境課 小玉さん 0184-32-3033